<u>平成 18年 6月 1</u>	<u> </u>							整理番号	5 -	- 1
事業名	t# TT IIT ¥	害者家族会補助金						保健福祉課		
							担当課·係名 (上段:課名·下段:係名)	·		
(計画事業名)	有仲隍舌 有地	域自立支援事業						保健係		
(細事業名)							調書作成者職氏名	佐々木希美枝		
事業の位置づけ										
【第4期雄武町総合		登載事業	非登載事業			【総合計画以外の)計画·指針等】			
		やさしさあふれる優	建康福祉のまち							
		保健・医療の充実				【根拠法令等】				
Ξ	三要施策の分類	精神保健·感染症	対策の推進			【事務種類】 自	治事務(その他・補助	D)		
事業の説明等										
事業の対象	(Who)	精神障害者を持つ						受益者負担	(4)	・無
事業の意図	(What)						上活を送る事ができる			
事業の手段	(How)				-		・療養に関する専門的	りな相談·助言		
事業の結果	(Outcome)	一人でも多くの精神	神障害者・家族がし	きいきと目宅他	任	みなれた地域で生	三古する			
事業の執行状況]	事業量の推移に	ついて記入					備考欄は直近年度(の事業費実績	値を記入
【事業内]容]	【H15実績】	【H16実績】	【H17 実績】		【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備	考】
家族会会員数		16名	11名	12名		11名	定期例会 西紋患者家族会交流会	H10 ~ H 1 9	45千円	
例会開催数·出席都		21回延べ88名	10回延べ46名	14回延べ66名		12回60名	学習会の出席		ļ	
									ļ	
									ļ	
				<u> </u>						
【事業計画の達成な				į	(討	知)~事業執行_	ヒからの課題・町民か	らの意見等		
	予定どおりに達成				슾	昌の減心・高齢化	により、活動が停滞す	する可能性がある	5	
		載していないが、今後	後、達成できる見込				けた周知が十分できて		٥,	
こ 事業計画を達	≧成できる見込∂	yがない <u></u>								
【本年度の事業実施	色スケジュール】				[田]	「民への周知方法	:]			
					医	療機関・福祉セン	ター窓口への会の周	知ちらしの設置		
例会の開催				_						
11月に開催予定の			辛について 〉		【関係機関·関係部署との役割分担】					
知的障害児親の会	との古向子首会	開催(日立又抜削)	支にフいて)		紋別保健所・町社会福祉係との連携					
	=									
事業の立案形成	<u>]</u>									
							汶別病院精神科医師			
【立案形成に至る	背景・ニーズ)	疾患・患者への偏! 睦を図り、悩みを共					た。在宅生活が可能と	なるよう、患者・乳	家族が協	力し、第
	1					-				
	他自治体の 類似事業		5町村では同時期か	いら各家族会への	ひす	を援を継続している	る。但し、会員の減少	により滝上町・西	興部村家	家族会は
	知1以争耒	休止している。								
【立案形成過程に おける検討課題】	代替案	 -								
のける快削味趣」	<u> </u>	<u> </u>								
	スクラップ(廃止・ 縮小)事業	 								
	<u> </u>	<u> </u> !								
	町民等の意 見聴取	精神障害者を持つ	家族からの意見聴	取が主となって	l 1 a	3				
古光ルの洞印に										
【事業化の過程に おける検討課題】	関係部署等 との調整	<u> </u>								
0717 01KH3 HAME1	ļ								~~~~~	
	国·道·関係団体 等との調整	医療機関·保健所								
<u> </u>	1	<u> </u> 								
【立案形成後また	は事業化後の	当町含め全体とし	て家族会会員の高	齢化・減少が顕	著	であるが、患者当	事者が活発に活動す	るようになってお	り、家族	会活動
状況変化とその	対応方策】	の必然性・重要性	について再検討を	要する。						
車業の証価	1	1						宏	族会	
事業の評価	<u> </u> - L の 四 W !!! !							- A	IIX A	
【雄武町が実施する 民間との役割を				:	(4=		わが行うぐきかり			
	-				(17					
(1)行政としての行	_{区割} :財·サービスの:	坦什			_	a 行政が行うへ ጔ 一部は民間:				
		_{定円} ための財・サービス	の提供							
		ための射・サービス サービスの提供	いりた穴	ļ	(≐i	(氏向か行う)	·こ (のの			
		ゥーこ人の 旋浜 !が大きな財・サーヒ	えの提供		(🗖)	⊾⊷/ 3 /				
1.11		が入さな別・リーに す社会活動の規制			≱ ∔	今行が持業会か?	この助成も平けている	が、今の海学・ロ	- 六士==	- + <i>\</i> \\
		9 社会活動の規制]不利益を防ぐ規制				会価祉協議会から 支援も必要と考え	らの助成も受けている .る。	か、云の理呂 目	1	ᄕᅜᄶ
		可部管理など円滑な	_		-					
1 고만까기	·/•/******		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							

(民間補助事業の場合) (2)民間に対する支援の役割	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	() 一部は民間が独自に行うべきである
○ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	 会の存在が精神障害者の安定した生活支援を担う部分が大きいことか
効果的・効率的な公共的事業	ら、民間・行政の共同での事業実施が必要と考える。
情勢変化	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	・
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	会費の他、会員自らが独自に活動費を確保して運営する方を提示してい 〈。
エ 民間・市町村の自主的取組の必要性	, v
→ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性 	
	(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
今年度で10年目となる長期継続事業 該当 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	精神障害者への福祉施策は遅れている現状から長期の支援継続を要する
, ,	
[事業の効果](事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
a 事業の効果が顕著に現れている (継続的な会の運営により、会員の日常生活上の課題の解決や支え合いの
○ 事業の効果がある程度現れている 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	関係が構築されている。
	/÷×ng.)
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
a 大方の町民の理解が得られる事業と考える (1) 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	当事者活動が主流となっているが、障害者が地域で生活する上では、家
で 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	族会は最も身近な支援者となるため、必要性は理解されると考える。
	1
<u>事業の参考事項</u> [民間能力の活用]	
民間資金・ノウハウの導入の検討 「「「・ 不可」	(説明)
Close 7 7/7 70/4/(VIXI)	
(導入方式) 公設民営・指定管理・ PF!・ リース・ 全の他()動成金の交付)	独立組織として運営する中で、障害者団体等、より専門的な支援を期待で きる団体等の支援を受けて会を運営する。
執行事業の外部委託の可否	(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
実施中 ・全部可 ・全部可 ・不 可	会の運営(事務局)は社会福祉協議会等に委譲し、病状管理等に関する相談・助言は行政事務として対応する事が可能と考える。
[広域連携の活用]	
広域連携の導入の検討 ・ 不可	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
(導入方式) 〈超議会 ・機関の共同設置 ・事務委託 ・一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他(現在活動中の家族会へは助成を行っており、会員の減少等の課題は共通している。交流会・学習会等を通じて接する機会があり連携が可能と考える。
執行事業の広域連携の状況 (該当) 非該当	・ (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
(導入方式) (協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他()	各市町村での活動状況に差異が見られる。
	!
【特定財源の変動】	/÷4ng\
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 (有)・無	(説明)
(変動内容) 税源移譲対象 · 地方財政措置対象 · 単純 <u>縮減対象</u> · 単純廃止対象 · その他(障害者自立支援法が全面施行となる10月以降の補助事業は縮小となる。
[事業の対象・手段]	<u>!</u> 家族会
事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)	!(説明)
a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	
b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	
予定している	事務局運営に係る事業コストの削減、自主的な活動費の確保を推進した 上での助成金の見直しを検討する余地がある。
これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	上しい明珠並の元旦して代刊りる木地川のる。
検討している	
その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	(説明)
a 適切である	
① 現在の対象·手段に改善余地がある	会員・支援者の確保、事務局体制の見直し等改善する余地がある。
この別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	7
[事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	(説明)
a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	
などであり、休廃止することができない	 町内唯一の精神障害者家族の自主組織であり、課題の解決には継続的な
(♪ a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある	支援が必要である。
て 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	

F. 40731 312	
[来年度に向けた事業の方向性]	
方向性の区分(選択例)	
A 継 続	*********
ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が	
イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算地 ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算)	
エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止	
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)	
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
D 廃止	
担当所管評価 A選択の場合のみ	町長評価
方向性 A ウ	方向性 A ウ
(説明)	(説明)
H 18年度は障害者自立支援法の施行により、障害者施策全体が変革する年と	
なるため、身体・知的障害者団体・家族会との協議の中で、本会への支援の方向	
性を明確にしていく。	

平成 18年 6月 1日現在 整理番号 5 母子保健事業 事業名 担当課·係名 保健福祉課 [上段:課名·下段:係 (計画事業名) 母子保健事業(一部歯科保健対策事業) 保健係 名) (細事業名) 母子保健の充実 調書作成者職氏名 佐々木希美枝 事業の位置づけ 【第4期雄武町総合計画】 登載事業 非登載事業 【総合計画以外の計画・指針等】 まちづくりの基本目標の分類 やさしさあふれる健康福祉のまち 次世代育成支援行動計画·母子保健計画 施策の項目の分類保健・医療の充実 [根拠法令等] 母子保健法·児童虐待防止法·児童福祉法 主要施策の分類 母子保健の充実 【事務種類】 自治事務(法令)・自治事務(その他・単独) 部 事業の説明等 妊産婦・乳幼児・乳幼児を持つ保護者 受益者負担 (有) 無 事業の対象 (Who) 健康障害を予防・早期発見できる、正常な成長・発達ができる、児童虐待が予防できる 事業の意図 (What) 事業の手段 健康診断・健康相談・健康学習、家庭訪問による個別支援 (How) 事業の結果 ゆとりを持ちのびのびと子育てする人が増える (Outcome) 事業の執行状況 事業量の推移について記入 備者欄は直近年度の事業費実績値を記入 【H15 宝结】 [H16 宝績! 【H18 予定】 【事業内容】 実績) 【H17 【事業計画】 【計画期間】 【備 考】 19回262人 20回280人 乳幼児健診·相談 17回300人 19回277人 乳幼児健診他 H10~H19年 12回36人 出産前健康学習等妊産婦支援 12回28人 10回33人 13回30人 乳幼児食支援(仲間づくり支援) 12回165人 12回188人 12回180人 9回147人 38人114回 妊婦健康診査助成 35人68回 43人127回 41人107回 8回400人 フッ素塗布 8回348人 8回389人 8回318人 200回 計2.019.684円 母子家庭訪問 187回 268回 168回 【事業計画の達成状況】 説明)~事業執行上からの課題、町民からの意見等 母子保健関係事業の際に母子保健事業・子育て環境等に関する意見を 事業計画を予定どおりに達成している 聞き、関係する他の機関とも相談の上、改善できる所は直ちに改善し回 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである 答も広報等を通じて行っている。現在は妊娠・出産期から乳幼児期の事 事業計画を達成できる見込みがない 業が主体であるが、思春期・青年期からの健康管理の支援が必要と考え 【本年度の事業実施スケジュール】 【町民への周知方法】 年間事業予定カレンダー、広報など 年間計画のもと各種事業実施中。 【関係機関・関係部署との役割分担】 児童センター・保育所・教育委員会・社会福祉係との連携 事業の立案形成 S40年母子保健法成立以来、保健所等との連携のもと健診·家庭訪問等を行っているが、平成6年地域保健法施行後平成9 年度からは基本的な母子保健事業は市町村主体で実施することとなった。少子化·核家族化の影響により子育で支援·児童虐待防止の視点を重視したきめ細やかな母子保健事業の展開が求められている。 【立案形成に至る背景・ニーズ】 他自治体 全市町村において、法令による健診・訪問事業や、関係機関との協力のもと、事業を展開している。 の類似事業 【立案形成過程に 代替案 おける検討課題】 スクラップ(廃 止·縮小)事業 町民等の 子育て中の保護者からは無記名・自由記載の意見用紙を配布し、適宜意見を収集し企画へ反映させている。 意見聴取 関係部署 【事業化の過程に 各種母子保健事業の企画や住民からの意見に対する見解・回答の確認等を通じて担当者との連携を図っている。 おける検討課題】 等との調整 国·道·関係団 | 西紋地区療育センター・児童相談所・保健所・ひまわり学園等主に個別に支援対象者の相談を行っている。 【立案形成後または事業化後の 児童虐待防止・子育て支援を重視した事業展開を図っている。 母子保健 事業の評価 【雄武町が実施することの妥当性】 民間との役割分担 (行政と民間のいずれが行うべきか) (1)行政としての役割 a 行政が行うべきである ○ 公共的な財・サービスの提供 **(** 一部は民間が行うべきである イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 民間が行うべきである 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 効率性や対象者の利便性が向上する事業については、民間の活用が期 待できる。(妊婦検診の委託等) カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	こ 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	i !
効果的・効率的な公共的事業	
情勢変化	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	(8)693)
	母子保健事業のうち子育て支援・虐待防止を重視した支援は個別性が高
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	〈、児童の健康的な発育はその児童の将来に長〈影響を及ぼすことからき
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	め細かな対応を要するため、市町村における公的サービスの提供が望ま
① 民間·市町村の自主的取組の必要性	しい。
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	但し、一般的な事業については民間機関の活用が可能と考える。
今年度で10年目となる長期継続事業	! `
(既に10年を越えて継続している事業を含む)	は法定事業以外でも、対象の成長・発達時期に合わせたきめ細かな対応を 要する
(成に10千と歴代で記述している事業を目む)	女りも
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
③ 事業の効果が顕著に現れている	i 大きな虐待事例の発生はなく、保護者に何らかの課題が生じた場合は、
b 事業の効果がある程度現れている	必要に応じて子育て支援センター等との連携の上、解決を図るなどの効
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	果が見られていると考える。
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
③ 大方の町民の理解が得られる事業と考える	
b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	児童虐待・少子化・核家族化の問題は社会的な問題として認知されており、多くの住民の関心も高いと考える。
c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	ツ、シ、ツは広の法がいのがに与える。
事業の参考事項	
[民間能力の活用]	I AVAD
民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可	(説明)
(導入方式) 公設民営 · 指定管理 · PFI · リース · その他()	
執行事業の外部委託の可否	(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
実施中 · 全部可 · 一部可 · 不 可	 妊婦検診等検診業務は一部委託可能と考える
美胞中 、 主即引 、 一即引 、 小 引	
	<u> </u>
【広域連携の活用】	
広域連携の導入の検討 ・ 不可	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
(送) 大土 (力)	†
(導入方式) (協議会・機関の共同設置・事務委託	小児科医師確保、発達・療育支援等専門的な支援体制の共同運用
・一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	
	小児科医師確保、発達·療育支援等専門的な支援体制の共同運用 (説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
- 一部事務組合 · 広域連合 · その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 · 全該当	
- 一部事務組合 · 広域連合 · その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 · 全該当 (導入方式) 協議会 · 機関の共同設置 · 事務委託	
- 一部事務組合 · 広域連合 · その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 · 全該当	
- 一部事務組合 · 広域連合 · その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 · 全該当 (導入方式) 協議会 · 機関の共同設置 · 事務委託	
・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 征該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動]	(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ ④正該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()	
・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 征該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動]	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
・一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 重該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象	(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める
・一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 年該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし
・一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 重該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健
・一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 年該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし
・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 全該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 全無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健
・一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 電該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健
・一部事務組合・広域連合・その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・電該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)。 ま十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない 企りに対域措置方であり、これ以上削減の余地はない 企りに対域措置をでは不十分であり、さらに具体的な削減措置を	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健 (説明)
・一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ 電該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健
・一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ 重該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・ その他() 「事業の対象・手段」 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ・ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している ここれまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健 (説明)
・一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 重該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健 (説明) 一層の事業経費の縮減に努める。
・一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 重該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() 「事業の対象・手段」 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健 (説明)
・一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 重該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) 適切である	(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健 (説明) 一層の事業経費の縮減に努める。
・一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 重該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() 「事業の対象・手段」 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健 (説明) 一層の事業経費の縮減に努める。 (説明) 託児ポランティアの配置、関係機関との連携・事業の重複を避ける等工
・一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 重該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) 適切である	(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健 (説明) 一層の事業経費の縮減に努める。
・一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 全該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健 (説明) 一層の事業経費の縮減に努める。 (説明) 託児ボランティアの配置、関係機関との連携・事業の重複を避ける等工夫している
・一部事務組合・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 電該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健 (説明) 一層の事業経費の縮減に努める。 (説明) 託児ポランティアの配置、関係機関との連携・事業の重複を避ける等工
・一部事務組合・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 年該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健 (説明) 一層の事業経費の縮減に努める。 (説明) 託児ボランティアの配置、関係機関との連携・事業の重複を避ける等工夫している
・一部事務組合・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 電該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している に これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ③ 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健 (説明) 一層の事業経費の縮減に努める。 (説明) 託児ボランティアの配置、関係機関との連携・事業の重複を避ける等工夫している
・一部事務組合・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 年該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健 (説明) 一層の事業経費の縮減に努める。 (説明) 託児ポランティアの配置、関係機関との連携・事業の重複を避ける等工夫している (説明)
・一部事務組合・ 広域連合 ・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 重該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] 事業コストを削減する措置は十分か) 。 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している に これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ③ 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健 (説明) 一層の事業経費の縮減に努める。 (説明) 託児ボランティアの配置、関係機関との連携・事業の重複を避ける等工夫している (説明)
・一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ 全証該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健 (説明) 一層の事業経費の縮減に努める。 (説明) 託児ポランティアの配置、関係機関との連携・事業の重複を避ける等工夫している (説明)
・一部事務組合・ 広域連合・ その他() 執行事業の広域連携の状況 該当・ 全証該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] 事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) 。 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない 。 十分に削減措置済であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) 適切である 。 現在の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない 。 a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある	(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 現在特定の財源はなし 母子保健 (説明) 一層の事業経費の縮減に努める。 (説明) 託児ポランティアの配置、関係機関との連携・事業の重複を避ける等工夫している (説明)

【来年度に向けた事業の方向性】	
方向性の区分(選択例)	
A 継 続	
ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算 ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算 エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃	増を伴うもの) 減を伴うもの)
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)	
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)	
D 廃 止	
担当所管評価 A選択の場合のみ	町長評価
方向性 A ア	方向性 A — ア
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)	
(説明)	(説明)
児童の将来にわたる影響の大きい事業であるため、事業コストの削減・関係機関との連携・分担等を行いながら、継続が必要と考える。 また、具体的な事業化には至っていないが、若年期における性感染症の蔓延や若年妊娠・健康習慣の確立など思春期における母子保健事業の課題の整理と事業化の検討が必要と考える。	児童センターとの連携を図ること

<u>平成 18年 6月 1日現在</u> 整理番号 5 一 保健事業(老人保健事業) 保健福祉課 事 業 名 担当課·係名 上段:課名·下段:係名) 保健係 地域保健予防事業 (計画事業名) 調書作成者職氏名 佐々木希美枝 (細事業名) 【第4期雄武町総合計画】 ■ 登載事業 ■ 非登載事業 【総合計画以外の計画・指針等】 まちづくりの基本目標の分類 やさしさあふれる健康福祉のまち 高齢者保健福祉計画 施策の項目の分類保健・医療の充実 【根拠法令等】老人保健法 成人・老人保健の充実・健康管理システムの構築 主要施策の分類 【事務種類】 自治事務(法令)・自治事務(その他・単独) 健康意識の高揚と健康づくりの促進 Ⅱ事業の説明等 40歳以上の町民 受益者負担 (**有**)・無 事業の対象 (Who) 事業の意図 (What) 生活習慣病の予防・早期発見及び治療・リハビリテーションまで一体的に保健サービスを受ける事ができる 健診·健康相談·健康学習·家庭訪問指導 事業の手段 (How) 事業の結果 (Outcome) 有病率の低下、壮年期の要介護者の減少・死亡率の低下、健康保険財政の健全な運営 Ⅱ事業の執行状況 ※事業量の推移について記入 ※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入 【H15実績】 【事業内容】 【H16実績】 【H17実績】 【H18予定】 【事業計画】 【計画期間】 【備考】 H10~H19年 基本健診 837人 782人 840人 6,305,113円 840人 H10~H19年 736,839円 健康相談・健康教育 延べ1057人 延べ1013人 延べ609人 700人 延べ261人 訪問指導 延べ161人 延べ221丿 250人 H10~H19年 123,120円 【事業計画の達成状況】 (説明)~事業執行上からの課題・町民からの意見等 事業計画を予定どおりに達成している 健診後の個別健康教育の実施・事後健康相談実施方法の見直しにより、 糖尿病等の生活習慣予防対策を強化している。 (b) 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである 事業計画を達成できる見込みがない 【町民への周知方法】 基本健診:6月に6日間、1月に1日間実施 広報・新聞ちらし折込・インターネット掲示板の活用 健康教育・相談・訪問指導・健診結果判明後他適宜実施 がん検診:胃・大腸・肺・前立腺がん検診は国保病院委託 【関係機関・関係部署との役割分担】 乳・子宮がん検診はがん検診センター委託 健診機関・医療機関・老人クラブ等団体との連携 Ⅳ事業の立案形成 S57老人保健法の施行により、疾病予防・早期発見・治療・リハビリテーション等の保健事業を総合的に実施し、壮年期以降の健康 づくりの推進が図られることとなった。H12からの第4次計画においては、特に糖尿病等の生活習慣病予防の推進に向けて個 【立案形成に至る背景・ニーズ】 別健康教育の導入や介護を要する状態となることを予防する対策の推進が強化されている。また健康増進法の制定等により 栄養改善・運動・喫煙等の生活習慣の改善を通じた生涯にわたる健康づくりを進める方向が明確になっている。 ①他自治体 法定事業として全ての自治体において取り組まれている。 の類似事業 【立案形成過程に ②代 替 案 おける検討課題】 ①町民等の 高齢者保健福祉計画作成の過程や各種事業を通じて聴取する 意見聴取 【事業化の過程に ②関係部署 医療機関・健診機関との連携 おける検討課題】 等との調整 ③国·道·関係団体 年との調整 保健所等専門機関の事業評価を事業実施に生かしている H18年度より、65歳以上の高齢者対象の事業は一部介護保険法に基づく地域支援事業へ再編される。 【立案形成後または事業化後の 65歳未満の壮年期対象事業も、個人に合わせた糖尿病等生活習慣病予防への対応の強化が求められている。 状況変化とその対応方策】 健康増進法の施行、地域・職域連携の推進等の視点から、職域・学校保健との連携が必要と考える。 保健事業 V事業の評価 【雄武町が実施することの妥当性】 ①民間との役割分担 (行政と民間のいずれが行うべきか) (1)行政としての役割 a 行政が行うべきである ⑦ 公共的な財・サービスの提供 Ъ 一部は民間が行うべきである 民間が行うべきである イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 С ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 (説明) エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 公的サー ービスでは保健師・栄養士による個別指導の機会を充実し、生活 習慣病予防を強化する必要性がある。 民間の役割としては外食産業による健康メニューの提供・禁煙区域の設 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 置等による、栄養改善・喫煙対策等の生活習慣改善に期待できる。 また、運動施設による適切な身体活動指導も重要であり、民間事業者の キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 活用を図りたい。

(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	
効果的・効率的な公共的事業	
②情勢変化	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	(mu)1/
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
	生活習慣の改善は個人の努力だけではなく、環境面の改善の影響も大き
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	い事から、民間も含めた取り組みの必要性が増していると考える。
T 民間・市町村の自主的取組の必要性	
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性 	
	(説明)〜該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	法定事業であり、内容の見直し・充実を図った上で継続が必要である。
(成に10年を極えて極続している事業を目化)	<u> </u>
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
a 事業の効果が顕著に現れている	
⑤ 事業の効果がある程度現れている	個別健康教育や健康指標の分析など新たな取り組みを積み重ねながら 徐々に効果が現れていると考える。
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	[(説明)
(3) 大方の町民の理解が得られる事業と考える	·
b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	 健康の保持増進は大方の町民が希望するニーズと考える。
c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	に成の体が相差はスクの可以が中主する。
	i
【民間能力の活用】	İ (ZVAD)
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・を可	(説明)
(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	
②執行事業の外部委託の可否	(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
	history had a second of the s
実施中 ・全部可 ・一部可 ・ 不 可	健診業務や健康教育における運動指導等の部分的には委託可能と考え
	<i>(</i> 2)
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可・不可	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・ 事務委託	健診業務等の連携により効率化が期待できる。
・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
(導入方式) 協議会 ・機関の共同設置 ・ 事務委託	
・一部事務組合 ・ その他()	
【特定財源の変動】	1
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 面・無	(説明)
(赤毛内穴) 以海域流流, 以上以上以中四十十年,以及大路。	 H17年度より65歳以上を対象とする事業は一部、地域支援事業として介
(変動内容) 税源移譲対象 · 地方財政措置対象 · 単純縮減対象	日17年度より00歳以上を対象と9 も争業は一部、地域支援争業として作り 護保険財源により実施する。
・ 単純廃止対象 ・ その他() 護保険法との一部統合・再編)	1
【事業の対象・手段】	保健事業
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)	(説明)
a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	
b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	
予定している	H17年度より健診委託先を変更し委託金額の見直しを行った事により事
これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	業コストを削減できると予想される。
検討している	
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	(説明)
a 適切である	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(b) 現在の対象・手段に改善余地がある	基本健診・がん検診を一緒に行う総合健診の企画、町内医療機関の活用
c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	を検討する。
	i (ZYPR)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	(説明)
などであり、休廃止することができない	
b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止	 実施方法・内容を精査しながら継続する。
することが困難な特別の事情がある	へいしょえ F 17日 C 1月 日 C 57 7 7年 17 7 7 0 0
c 事業の休止を検討することができる	
	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
d 事業の廃止を検討することができる	

Ⅷ事業の方向性 【来年度に向けた事業の方向性】 〇方向性の区分(選択例) A 継 続 ア 現状維持 イ 拡 充 ウ 縮 小 エ 統 合 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D廃止 〈担当所管評価〉 〈町長評価〉 ※A選択の場合のみ 方向性 A 方向性 Α ゥ (上記A~Dから選択記入) (上記ア〜エから選択記入) (説明) (説明) 事業量(予算額)は委託先の変更により経費の縮減が期待できる。また、健診受 診後の個別健康教育の実施等により、生活習慣病対策を強化する。

整理番号 5 一

<u>平成 18年 6月 1日現在</u>

保健事業 保健福祉課 事 業 名 担当課·係名 上母:課名·下段:係名) 保健係 がん予防対策事業 (計画事業名) 調書作成者職氏名 佐々木希美枝 (細事業名) 【第4期雄武町総合計画】 ■ 登載事業 ■ 非登載事業 【総合計画以外の計画・指針等】 まちづくりの基本目標の分類 やさしさあふれる健康福祉のまち 高齢者保健福祉計画 施策の項目の分類保健・医療の充実 【根拠法令等】老人保健法・がん予防対策指針 成人・老人保健の充実・健康管理システムの構築 主要施策の分類 【事務種類】 自治事務(法令)・自治事務(その他・単独) 健康意識の高揚と健康づくりの促進 Ⅱ事業の説明等 40歳以上の町民 受益者負担 (有)・無 事業の対象 (Who) 事業の意図 (What) 生活習慣病の予防・早期発見及び治療・リハビリテーションまで一体的に保健サービスを受ける事ができる 健診·健康相談·健康学習·家庭訪問指導 事業の手段 (How) 事業の結果 (Outcome) 有病率の低下、壮年期の要介護者の減少・死亡率の低下、健康保険財政の健全な運営 Ⅱ事業の執行状況 ※事業量の推移について記入 ※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入 【H15実績】 【計画期間】 【事業内容】 【H16実績】 【H17実績】 【H18予定】 【事業計画】 【備 考】 がん検診 延べ208人 延べ250人 577人 H10~H19年 1,252,644円 延べ808人 【事業計画の達成状況】 (説明)~事業執行上からの課題・町民からの意見等 胃・肺・大腸がん検診を個別実施のみと変更したため、受診数が大きく減少している。検診実施体制が徐々に知られてきたためか、本年度受診数 事業計画を予定どおりに達成している (b) 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである が若干増加している。一部住民からは集団検診の実施の要望が出されて 事業計画を達成できる見込みがない 【町民への周知方法】 基本健診:6月に6日間、1月に1日間実施 広報・新聞ちらし折込・インターネット掲示板の活用 健康教育・相談・訪問指導・健診結果判明後他適宜実施 がん検診:胃・大腸・肺・前立腺がん検診は国保病院委託 【関係機関・関係部署との役割分担】 乳・子宮がん検診はがん検診センター委託 健診機関・医療機関・老人クラブ等団体との連携 Ⅳ事業の立案形成 S57老人保健法の施行により、疾病予防・早期発見・治療・リハビリテーション等の保健事業を総合的に実施し、壮年期以降の健康 づくりの推進が図られることとなった。がん検診についてはH10年度より一般財源化された中での事業実施となっている。がん による死亡数が一位であることから、予防・検診・適切な治療による対策が図られている。 【立案形成に至る背景・ニーズ】 ①他自治体 現在は法定事業ではないが過去の経緯を踏まえ全自治体において取り組まれている。 の類似事業 【立案形成過程に ②代 替 案 おける検討課題】 ①町民等の 高齢者保健福祉計画作成の過程や各種事業を通じて聴取する 意見聴取 【事業化の過程に ②関係部署 医療機関・健診機関との連携 おける検討課題】 等との調整 ③国·道·関係団体 等との調整 保健所等専門機関の事業評価を事業実施に生かしている 【立案形成後または事業化後の「がん対策は強化されているが、根拠のある予防策は禁煙対策のみであり、早期発見と適切な診断・治療の強化に力点がおか れている。 状況変化とその対応方策】 保健事業 V事業の評価 【雄武町が実施することの妥当性】 ①民間との役割分担 (行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 Ъ 一部は民間が行うべきである → 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 民間が行うべきである ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 (説明) エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 検診センター等の普及により、個人での受診は可能な状況ではあるが、 受診率の向上が、早期発見者の増加には不可欠であり、行政で実施する ことによる受診者の確保が必要と考える。 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

2 2 関門に対する実施の段階 一層のための条件整備		
申 自称の企業活動の関係を開始の上のの条件特権 ((民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(原現) 「おお生じの治療薬剤の方面の対象を持ち、 (原現) 「 (原理) 「 (原	(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
	ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
	イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実	c 民間が独自に行うべきである
守護の直接的の必要とあるいまで表の別の表現とした。		
②情等変化 ない ア 医関係による同様 類似事業の提加・支来 イ 接触性和等による同様 類似事業の提加・支来 イ 技能性別の主動の主なのよう一世スの成大 エ 民間・内育村の自主が開発の多様 エ 民間・内育村の自主が開発の多様 ・ 今年度で10年目となる長期機能等業 (返明)・一世の主意などを終れている事業を含む) (返明)・一世の主意などを終れている事業を含む) (基準の効果しまから大きの様化でいる事業を含む) (基準の効果しば高さいの大きに対している事業を含む) (基準の効果しば高さいの大きに対している。 ・ 事業の効果とが認識に関わている。 ・ 事業の効果とが認識に関わている。 ・ 事業のが表を活動に関わている。 ・ 事業のが表を行動を行る事業と考える。 ・ 特定の分割・自然を一手が上記を一手が主要と考える。 ・ 特定の分割・自然を一手が上記を一手が上記を表します。 ・ 特定の分割・地域においてはよりの影解が与られる事業と考える。 ・ 特定の分割・地域においてはよりの解析が与れる事業と考える。 ・ 特定の分割・地域においてはよりの解析が上の事業が与られる事業と考える。 ・ 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える ・ 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える ・ 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える ・ 特定の対象を対象に対して限られる事業と考える。 ・ 特定の対象を対象に対して限られる事業と考える。 ・ 特定の対象を対象に対して限られる事業と考える。 ・ 特定の対象を対象に対して限られる事業と考える。 ・ 特定の対象を対象に対して限られる事業と考える。 ・ 特定の対象を対象に対して限したる事業と考える。 ・ 特定の対象を対象に対して限したる事業と考える。 ・ 特定の対象を対象に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対		1 (DC-971)
(国際) (国際) (国際) (国際) (国際) (国際) (国際) (国際)		
ア 民間等による同時で投稿事業の地性・大変 イ 環解解解が必要と特殊事情等 ・	効果的・効率的な公共的事業	
	②情勢変化なし	(説明)
安住表の元部による公共・一とての成大 工 民間・本部中の重社的関係の委性 才 住民(行政)サーゼスの受害者負担の見宜し又は新設の必要性 ※ 今年度で10年目といる名類機体再業 (重元)の季を終えて締約している事業を含む。 (事業の効果が議者に現れている。 事業の効果が議者に現れている。 事業の効果が議者に現れている。 事業の効果が議者に現れている。 (事業の効果が議者に現れている。 (事業の効果が議者に現れている。 (事業の必果が議者に現れている。 (事業の必要が議者に現れている。 (事業の必要がは「自時の改産のための効果は現れているか。 (事業の必要がは「自身などのでは、大力の間をの理なが何られる事業と考えるか。 (表現の分果が高速力の理解が何られる事業と考える。 (表現の分果が高速力の理解が何られる事業と考える。 (表現の分果が高速力のの関係が何られる事業と考える。 (特別の分別を認定されてはようの理解が何られる事業と考える。 (特別の分別を認定されてはようの理解が何られる事業と考える。 (特別の分別を認定されてはようの理解が何られる事業と考える。 (特別の分別を認定されてはようの理解が何られる事業と考える。 (特別の分別を認定されてはようの理解が何られる事業と考える。 (表現の分別を対してはようの理解が何られる事業と考える。 (表現の分別を対してはようの情報に関心してはようの情報であるが、がんがありままままままままままままままままままままままままままままままままままま	ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	
安住表の元部による公共・一とての成大 工 民間・本部中の重社的関係の委性 才 住民(行政)サーゼスの受害者負担の見宜し又は新設の必要性 ※ 今年度で10年目といる名類機体再業 (重元)の季を終えて締約している事業を含む。 (事業の効果が議者に現れている。 事業の効果が議者に現れている。 事業の効果が議者に現れている。 事業の効果が議者に現れている。 (事業の効果が議者に現れている。 (事業の効果が議者に現れている。 (事業の必果が議者に現れている。 (事業の必要が議者に現れている。 (事業の必要がは「自時の改産のための効果は現れているか。 (事業の必要がは「自身などのでは、大力の間をの理なが何られる事業と考えるか。 (表現の分果が高速力の理解が何られる事業と考える。 (表現の分果が高速力の理解が何られる事業と考える。 (表現の分果が高速力のの関係が何られる事業と考える。 (特別の分別を認定されてはようの理解が何られる事業と考える。 (特別の分別を認定されてはようの理解が何られる事業と考える。 (特別の分別を認定されてはようの理解が何られる事業と考える。 (特別の分別を認定されてはようの理解が何られる事業と考える。 (特別の分別を認定されてはようの理解が何られる事業と考える。 (表現の分別を対してはようの理解が何られる事業と考える。 (表現の分別を対してはようの情報に関心してはようの情報であるが、がんがありままままままままままままままままままままままままままままままままままま	イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
工 民間・市市村の自己は必要を有負担の見重し又は新穀の必要性 ※ 今年度で10年目となる長期総計事業 (個式10年を越えて超越している事業を含む) (国来の別集](事業の執行上が販策目的の違成のための別果は現れているか) (事業の別集](事業の執行上が販策目的の違成のための別果は現れているか) (事業の効果がある程度対れている (事業の効果がある程度対れている (事業の効果がある程度対れている (事業の効果がある程度対れている (事業の必要性)(は会的ニーズについて間定金体の理解が帰られる事業と考えるか) (会 大方の間の関解が帰られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大力の理能が得られる事業と考える c 特定の分類を動しの理解が帰られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大力の理能が得られる事業と考える c 特定の対象を動しの理解が帰られる事業と考える c 特定の対象を動しの理解が帰られる事業と考える c 特定の対象を動しの理解が帰られる事業と考える (説明) (現例) (現例) (現例) (現別) (現別) (現別) (現別) (現別) (現別) (現別) (現別		
### 全民行政)サービスの受益者負担の見難し又は新遊の必要性 ※ 今年度で10年日となる長期総称事業 (第10年を経えて解除している事業を含む) 法定事業に準じて、内容の見直し、元実を回った上で解析が必要である。 (原来の効果が顕著に総比ている事業を含む) 法定事業に準じて、内容の見直し、元実を回った上で解析が必要である。 (原来の効果が顕著に総比ている。 現時間では、当初見込んが効果が現れている。 ・ 現時間では、当初見込んが効果が現れている。 ・ 現時間では、当初見込んが効果が現れている。 ・ 現内間では、当初見込んが効果が現れている。 ・ 現内間では、当初見込んが効果が現れている。 ・ 大方の町長の関係が何られる事業と考える ・ 大方の町長の関係が何られる事業と考える ・ 特定の対策があらの時間に関わる事業と考える ・ 特定の対策があらの時間に関わる事業と考える ・ 特定の対策があらの時間に関わる事業と考える ・ 「長期的のを担し、アステののを担し、アステのでは、「説明」) ・ 「企業のを主題」 ・ 「表現の事態の上間」 ・ 「表現の事態」 ・ 不可 (説明) 「「不可」以外は具体的な内容が方法と記載すること 技能業別は全変を支援 ・ 「成成連携の連入の検討 可 不可 (説明) 「「不可」以外は具体的な内容が方法と記載すること 技能業別は主切効果化が関係できるが、外外形が対象におうるが、が外形が対象における意識の形象、情報対策は有效の対心が必要と考える。 ・ 「成成連携の連入の検討 「		
※ 今年度で10年日となる長別解結事業 (展明)・集ま当の場所に10年を越えて継続している事業を含む) 接定事業に乗して、内容の見直し、売業を図った上で経統が必要である。 (展明) 集まの効果に乗るの鉄門によいほより販売目的の遺伝のための効果は現れている (事業の効果がある程度現れている (事業の効果がある程度現れている (事業の効果がある程度現れている (表明) まり取込がある程度現れている (表明) まり取込がある程度現れている (表明) (機明) (表示の間長の関係が得られる事業と考えるか) (機明) (表示の間長の関係が得られる事業と考えるか) (機明) (表示の対策が得られる事業と考える (表現の対策が得られる事業と考える (表現の対策が得られる事業と考える (表現の対策が得られる事業と考える (表現の対策が得られる事業と考える (表現の対策がありの理解に限られる事業と考える (表現の対策がありの理解に限られる事業と考える (表現の対策がありの理解に限られる事業と考える (表現の対策をからの理解に限られる事業と考える (表現の対策をからの理解に限られる事業と考える (表現の対策をからの理解に限られる事業と考える (表現の対策をからの理解に限しまれる事業と考える (表現の対策をからの理解に限しまれる事業と考える (表現を対策をからの理解に限しまれる事業と考える (表現の対策を) (表現の活用) (表現の活用) (表現の活用) (表現の活用) (表現の活用) (意理の注意) (表現の活用) (意理の活用) (意理の) (意理を) (意理の) (意理の) (意理を) (意理の) (
※ 今年度で10年目となる長別総轄布撃 (後に10年を終えを結とした) 法定事業に際して、内容の見直し・光東を密った上で経験が必要である。	オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	i
(版:10年を越えて経験している事業を含む)		(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
(法規制の場所) (議議の場所に対している。 事業の対象に扱わている。 事業の対象に扱わている。 事業の対象に扱わている。 事業の対象に扱る名程度数れている。 現機能では、当初見込んだ効果が明れていない。 「理療を必要性」(社会的ニーズについて町た金体の理解が得られる事業と考える) (説理) タ大力の目皮の無数が得られる事業と考える。 (説理) タ大力の目皮の無数が得られる事業と考える (健康の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の一葉の		
■ 事業の効果が認著に現れている	(既に10年を越えて継続している事業を含む)	一点に手がに手びている。
■ 事業の効果が認著に現れている	【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	1(説明)
② 事業の効果がある程度現れている		(200)
(設明) ・		受診数は少ないが、通年で希望する時期に受診できるため、受診しやす
[事業の必要性] (社会的ニーズについて町良全体の理解が帰られる事業と考えるか) (説明) (別明) (別明) (別明) (別明) (別明) (別明) (別明) (別	-	
 大方の町良の理解が得られる事業と考える 技定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える。 (最大の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える。 (原産力の港用] (原産力の港用] (原産力の港用) (原産力の港用) (原産力の港用) (原産力の港内・登庫・指定管理・PFI・リース・その他() (表析予業の外部委託の可否 実施中・全部可・企配の・不可 特殊事業的とを要託が可能であるが、がん予防・対策における意識の啓索・構造対策等は行政の対応が必要と考える。 (原理) 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 技能業務は全で委託が可能であるが、がん予防・対策における意識の啓索・構造対策等は行政の対応が必要と考える。 (原理) 「本の対応が必要と考える。 (原理) 「は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	c 規段階では、当初見込んだ効果が現れていない	į
□ 特定の分野・地域においては大方の理解に帰られる事業と考える ・ 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える ・ 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える 「	【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
□ 特定の分野・地域においては大方の理解に帰られる事業と考える ・ 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える ・ 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える 「	(3) 大方の町民の理解が得られる事業と考える	į
(説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明)		i 健康の保持増進は大方の町民が希望するニーズと考える。
□ (
(説明能力の活用) ① 医間質金・ゲハウの導入の検討 ② 教行事業の外部委託の可否 実施中・全部可・金部団・不可 ② 技術事業の外部委託の可否 実施中・全部可・金部団・不可 ② 体診療療はの導入の検討 ③ ・不可 ② 体診療療が必要と考える。 【広域遺構の活用] ② 広域遺構の湯入方式 ② (場入方式) ② (場入方式) ② (場入方式) ② (場入方式) ② (場入方式) ② (場別の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域遺合・その他() ② (場入方式) ② (場入方式) ② (場別の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域遺合・その他() ② (場入方式) ② (場別の共同設置・事務委託・一部事務組合・企業の必要性等も含める) ② (表別の実の験別) 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 ② ・無 単原度上対象・その通口域保険法との一部新合・再編 (説明)・現在生じている問題点や今後の展望等も含める ② (説明)・現在生じている問題点や今後の展望等も含める ② (説明)・現在生じている問題点や今後の展望等も含める ② (説明)・現在生じている問題点や今後の展望等も含める ② (説明)・現在生じている問題点や今後の展望等も含める ② (説明)・現在生じている問題点や今後の展望等も含める ② (説明) 「本業の対象・手段) 「(説明) 「保護事業 「(説明) 「会社の世に集選の実を対象・した日間では保険法との一部新合・再編 「(説明) 「会社の世に集選の対象・手段に立き、たれ以上の別域、たいにしている。またまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している。またまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している。またまでの対象・手段に立き、たいより、より、より、は民間対象に参拝しているが、受診数が大きく成心しており、住民間がと機能するとともに、再度検診センターでの検診実施を希望さる意見もあり、一部実施方法の見直しを行う。 「(説明) ② 法律等・が人検診を一緒に行う総合能診の企画、可内医機機関の活用を対する。また、自体を解析しまるとか、また、自体を診りでを引き、またまたが、また、自体を解析しまると、また、自体を指さしたが、免診数が大きく成心しており、住民時がに表手しているが、免診数が大きく成心しており、住民時がに表手しているが、免診数が大きく成心しており、住民時がに表手しているが、免験を表示を対する。また、また、自体を解析しまる。また。また、また、また、自体の影響がよるとともに、再度検診・ため、自体の影響が大きく成心しており、住民時がよる。また、表述を持ずる、また、自体を持定しながら機能する。またととは、再度検診・ともに、再度検診・大部を表示を表示を表示しないら機能表するとともに、再度検診・大部を表示を表示しないら機能表する。またととは、再度検診・大部を表示しないら機能表示ととは、再度検診・大部を表示しないら機能表示とととは、再度検診・大部を表示しないら見が表示しないら見が表示しないら見が表示しないら見が表示しませない。またと、表述を表示しないら見が表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとは、表述を表示しないるとはないるとはないるとはないるとはないるとはないるとはないるとはないるとは		i
① 民間資金・/ウハウの導入の検討		
(議界) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他() ②執行事業の外部委託の可否 実施中・全部可・一部の・不可 (説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 実施中・全部可・一部の・不可 (説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 実施中・全部可・一部の・不可 (説明)~「本頭 (説明)~「本頭 (説明)~「本頭 (説明)~「本頭 (表現	【民間能力の活用】	
②執行事業の外部委託の可否 実施中・全部可・全部回・不可 (説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 検診業務は全て委託が可能であるが、がん予防・対策における意識の啓 療・禁煙対策等は行政の対応が必要と考える。 (説明)~「不可 (説明)~広域連携の導入の検討 (選承) が、 (説明)~ (説明)~ (説明)~ (説明)) (説明)) (説明) (説明)) (現本生じている問題点や今後の展望等も含める (議入方式) (協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() (清入方式) (協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() (持定財滅の変動] 国・選補制負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 ・ (説明) ― 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (意助内容) 税減移譲対象・地方財政措置対象・単純稲減対象・単純廃止対象・大の価区の機関療法との一部結合・再編 (認明) (事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ・ 分に同談措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を接対している こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を接対している こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している。こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を表している。こ におの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を表している。 (説明) (説述されているのが関連を表しましているのが関連を表しましているのが表しまいはに対しており、これ以上の削減は困難である。 (説明) (説明) (説明) (説述されているのが関連を表しましているのが関連を表しましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが関連を表しまいましているのが表しまいましているのが関連を表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが関連を表しまいましているのがありまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのがありましているのがありまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまれているのが表しましているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが	①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・ 不可	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中・全部可・全部回・不可 (説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 検診業務は全て委託が可能であるが、がん予防・対策における意識の啓 療・禁煙対策等は行政の対応が必要と考える。 (説明)~「不可 (説明)~広域連携の導入の検討 (選承) が、 (説明)~ (説明)~ (説明)~ (説明)) (説明)) (説明) (説明)) (現本生じている問題点や今後の展望等も含める (議入方式) (協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() (清入方式) (協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() (持定財滅の変動] 国・選補制負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 ・ (説明) ― 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (意助内容) 税減移譲対象・地方財政措置対象・単純稲減対象・単純廃止対象・大の価区の機関療法との一部結合・再編 (認明) (事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ・ 分に同談措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を接対している こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を接対している こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している。こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を表している。こ におの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を表している。 (説明) (説述されているのが関連を表しましているのが関連を表しましているのが表しまいはに対しており、これ以上の削減は困難である。 (説明) (説明) (説明) (説述されているのが関連を表しましているのが関連を表しましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが関連を表しまいましているのが表しまいましているのが関連を表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが関連を表しまいましているのがありまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのがありましているのがありまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまれているのが表しましているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが		
②執行事業の外部委託の可否 実施中・全部可・全部回・不可 (説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 検診業務は全て委託が可能であるが、がん予防・対策における意識の啓 療・禁煙対策等は行政の対応が必要と考える。 (説明)~「不可 (説明)~広域連携の導入の検討 (選承) が、 (説明)~ (説明)~ (説明)~ (説明)) (説明)) (説明) (説明)) (現本生じている問題点や今後の展望等も含める (議入方式) (協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() (清入方式) (協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() (持定財滅の変動] 国・選補制負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 ・ (説明) ― 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (意助内容) 税減移譲対象・地方財政措置対象・単純稲減対象・単純廃止対象・大の価区の機関療法との一部結合・再編 (認明) (事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ・ 分に同談措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を接対している こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を接対している こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している。こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を表している。こ におの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を表している。 (説明) (説述されているのが関連を表しましているのが関連を表しましているのが表しまいはに対しており、これ以上の削減は困難である。 (説明) (説明) (説明) (説述されているのが関連を表しましているのが関連を表しましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが関連を表しまいましているのが表しまいましているのが関連を表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが関連を表しまいましているのがありまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのがありましているのがありまいましているのが表しまいましているのが表しまいましているのが表しまれているのが表しましているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが表しまれているのが	(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	
実施中・全部可・・		
実施中・全部可・・	②執行事業の財報系託の司不	(説明)。「不可以以は具体的な内容(大法)を記載すること
(議議の ・ 全部 の ・ 全部 の ・ 全部 の ・ 本 の か ・ 本 の ・ 本 の か ・ 本 の か ・ 本 の か ・ 本 と の か ・ 本 と で か ら と に 本 ま と か い と か ら と に 国 な か い と か い と か い と か い と か ら と ら に 国 な か い と か い よ と と い の も 本 で か い と か い と か い と か い と か い と か い と か い と と か い な と か い い と か い と	② 秋打争未の外部安託の可管	(説明)~「不可」以外は具体的な内谷(万法)を記載すること
(議議の ・ 全部 の ・ 全部 の ・ 全部 の ・ 本 の か ・ 本 の ・ 本 の か ・ 本 の か ・ 本 の か ・ 本 と の か ・ 本 と で か ら と に 本 ま と か い と か ら と に 国 な か い と か い と か い と か い と か ら と ら に 国 な か い と か い よ と と い の も 本 で か い と か い と か い と か い と か い と か い と か い と と か い な と か い い と か い と		
①広域連携の導入の検討	実施中 ・ 全部可 ・←部可 ・ 不 可	
①広域連携の導入の検討		
(導入方式) 塩醤金・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・郵数当 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性	【広域連携の活用】	
(導入方式) 塩醤金・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・郵数当 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性	①広域連携の導入の検討 可・不可	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
- 部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ~ 無 (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明)		
- 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ~ 日本語 (説明) (説明) ~ 日本語 (記述 (説明) ~ 日本語 (記述	(導入方式) 協議会・機関の共同設置・ 事務委託	検診業務等の連携により効率化が期待できる。
(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性	・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	
(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性	②執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
- 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性		
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性	(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性	· 一部事務組合 · その他()	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性	「株字財源の亦動」	
(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他(の)機保険法との一部統合・再編) [事業の対象・手段] 保健事業 ①事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している 。 これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ⑤ 現在の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の体廃止の影響】(事業を体廃止した場合にどのような影響が生じるか) ⑤ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することができない b aには該当せず休廃止することができる ### 10年度より一般財源化されている (説明)		(-van)
・ 単純廃止対象 ・ その他の世保険法との一部統合・再編) [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ⑤ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ⑤ 法律等に基づき実施する事業 や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる	国・追補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 (有)・無	(試明)
・ 単純廃止対象 ・ その他の世保険法との一部統合・再編) [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ⑤ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ⑤ 法律等に基づき実施する事業 や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる	(亦動力穴) 书质较添生品 业十山市研究工具 坐处的学生	
[事業の対象・手段] 保健事業 ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ⑤ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することができない b a には該当せず休廃止することができる 【実施方法・内容を精査しながら継続する。 実施方法・内容を精査しながら継続する。 実施方法・内容を精査しながら継続する。 実施方法・内容を精査しながら継続する。 実施方法・内容を精査しながら継続する。		H10年度より一般財源化されている
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ⑤ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することができない b a には該当せず休廃止することができる (説明) (表述である、大は別の対象・手段に変更する必要がある (説明) (説明) (説明)	・ 単純廃止対象 ・ そ <u>の他(か</u> 護保険法との一部統合・再編)	<u> </u>
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ⑤ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することができない b a には該当せず休廃止することができる (説明) (表述である、大は別の対象・手段に変更する必要がある (説明) (説明) (説明)	【事業の対象・手段】	保健事業
③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ⑤ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することができない b aには該当せず休廃止することができる 《 事業の休止を検討することができる		
B これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している C これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である B 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) B 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することができない b aには該当せず休廃止することができる 【事業の休止を検討することができる		
テ定している	<u> </u>	İ
ここれまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である		子对极来让目标明点的注: 一5.11 - 1.51 - 1.51 - 1.5
検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ⑤ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することができない b aには該当せず休廃止することができる 【実施の休止を検討することができる 【実施の休止を検討することができる 【読明) 基本健診・がん検診を一緒に行う総合健診の企画、町内医療機関の活用を検討するともに、再度検診センターでの検診実施を希望する意見もあり、一部実施方法の見直しを行う。 【説明) 《説明)		会社栓質は最低限に縮減しており、これ以上の削減は困難である。
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ⑤ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することができない c 事業の休止を検討することができる (説明) 基本健診・がん検診を一緒に行う総合健診の企画、町内医療機関の活用を検討するとともに、再度検診センターでの検診実施を希望する意見もあり、一部実施方法の見直しを行う。 (説明) (説明)	c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	į
a 適切である	検討している	<u> </u>
① 現在の対象・手段に改善余地がある。 別の対象・手段に改善余地がある。 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 望する意見もあり、一部実施方法の見直しを行う。 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ② 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある。 事業の休止を検討することができる	②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	(説明)
① 現在の対象・手段に改善余地がある	a 適切である	基本健診・がん検診を一緒に行う総合健診の企画、町内医療機関の活用
□ 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 望する意見もあり、一部実施方法の見直しを行う。 望する意見もあり、一部実施方法の見直しを行う。		
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる		
③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる		
などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる		(說明)
b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる	③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	
することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる	などであり、休廃止することができない	<u>į</u>
することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる	b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止	
c 事業の休止を検討することができる		実施万法・内容を精査しなから継続する。
	することが困難な特別の事情がある	
ロ 宇木が成正さ(状計)が同じにいてでも		
	c 事業の休止を検討することができる	

Ⅷ事業の方向性 【来年度に向けた事業の方向性】 〇方向性の区分(選択例) A 継 続 ア 現状維持 イ 拡 充 ウ 縮 か エ 統 合 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D廃止 〈担当所管評価〉 〈町長評価〉 ※A選択の場合のみ 方向性 A ア 方向性 Α ア (上記A~Dから選択記入) (上記ア〜エから選択記入) (説明) (説明) 受診者数の増大のため、個別検診に加え一部集団検診を実施する。 事業効果(受診率)の向上を図ること

<u>平成 18年 6月 1日</u>	<u> 現在</u>						整理番号	5 — 5	
事 業 名	結核検診事業					In a series	保健福祉課		
						担当課·係名 (上段:課名·下段:係名)			
(計画事業名)	結核予防対策	争耒					保健係		
(細事業名)						調書作成者職氏名	佐々木希美枝		
I事業の位置づけ									
【第4期雄武町総合	計画】	□ 登載事業	□ 非登載事業		【総合計画以外	の計画・指針等】			
まちづくりの基	本目標の分類	やさしさあふれる仮	建康福祉のまち						
施策	の項目の分類	保健・医療の充実			【根拠法令等】	結核予防法			
主	要施策の分類	精神保健・感染症:	対策の推進		【事務種類】	自治事務(法令)			
Ⅱ事業の説明等]	•		-	•				
事業の対象	(Who)	65歳以上の町民					受益者負担	有・無	
事業の意図	(What)		治療及び蔓延を防	止する			又皿日央匹		
事業の手段	(How)	結核検診(胸部レン							
事業の結果	(Outcome)		害・家族等への影	響を最小限に抑	制できる				
田事業の執行状況	1	※事業量の推移に		1 C4X 7 1X(-)-1	,,, cc u		> 必携者機計方に左右	の主要無字結結を記る	
	9			F	Funda 7 mil	F alle - 1 3		の事業費実績値を記入	
【事業内		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	_	【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
結核検診(胸部レントケ	(フ撮影)	1304人	1094人	345人	370人		H10~H19年	293,924円	
									
									
【事業計画の達成状	況】				(説明)~事業執行	上からの課題・町民か	らの意見等		
a 事業計画を予	定どおりに達成	艾している			法改正により、H17	年度から検診対象者が	が65歳以上の町	民と変更となり、	
⑤ 事業計画を予	定どおりに達成	艾していないが、今 後	後、達成できる見込	.みである		されていないと思われ			
c 事業計画を達	成できる見込み	^{みがない}			必要がある。				
【本年度の事業実施	「スケジュール 】				【町民への周知方法	±1			
111/2077									
					広報、新聞ちらし、老人クラブ健康相談実施時等				
対象が同じとなるイ	ンフルエンザ予	防接種の時期に合	わせて医療機関へ	委託の上実施	【関係機関・関係部署との役割分担】				
する。									
					保健所·医療機関				
双声巻の支索形式	1								
Ⅳ事業の立案形成	<u>U</u>	!							
F. 1		日本で最大の感染	!症として、明治期が	から対策が取られ	1.ている。市町村に	おいては、結核検診・E	3CG接種(予防招	毎種)の実施を主	
【立案形成に至る	背景・ニーズ】	な事業として継続し		5773/2/0 4/2 5/1	0 (0 (0 (1) (1) (1)		, calx (E () (a) is		
	①他自治体の	法定事業として実施	施されている。						
	類似事業								
【立案形成過程に	②代 替 案	_							
おける検討課題】	0.4 6 71								
	③スクラップ(廃止・	_							
	縮小)事業								
	①町民等の意	<u> _</u>							
	見聴取	<u> </u>							
【事業化の過程に	②関係部署等	国保病院							
おける検討課題】	との調整	国 体 例							
	③国·道·関係団体	保健所·医療機関							
	等との調整	体健川 医療機関							
【立案形成後また			骨者が多いことから	、効率的な事業	実施のため法律改善	正に合わせて検診の対	付象者は昨年度。	より65歳以上の	
状況変化とその	刈心力束	町民と変更した。							
V事業の評価	Ī							結核検診	
								1012120	
【雄武町が実施する					/たた! 日間の いせ	#1. 18K= = .0 + 1. \			
①民間との役割分					(行政と民間のいす				
(1)行政としての役					③ 行政が行う				
→ 公共的な!						間が行うべきである			
		ための財・サービス	くの提供		c 民間が行う	べきである			
ウ 市場原理	が働かない財・	サービスの提供			(説明)				
工 社会全体	への利益・効果	が大きな財・サービ	ごスの提供						
オ 第三者に	不利益をもたら	す社会活動の規制	等		成込庁が等り アク	う政の対応が必要と考	・ラス		
カ 市場の独	占による社会的	不利益を防ぐ規制	等		心未址別束とし(1	」以い対心か必安と方	んる。		
キ 上記以外	キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務								

(民間時時事本の場合) (民間に対する変形の長期 (日間に対する変形の長期 (日間に対する変形の長期 (日間に対する変形の影響・展開のための水井・構造の大寒、 中でと世界の影響が高い場合。あるいは打造の対比よりも 別数が、3番呼が立身が高い場合。あるいは打造の対比よりも のできまる別の影響を関います。 (民間) (民間) (民間) (民間) (民間) (民間) (民間) (民間)	 	
	(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(説明) 中部の主義関係があるいと行政の対応よりも 対象的・対象の主義対抗が関係、あるいと行政の対応よりも 対象的・対象を対応となる事業・のを担いる実 く 推断操作による原体の色粉の放大 ・ 世間・石町からを持ちを受け、となったとなりた、 エ 同間・石町から自身の参照の必要を発 ※ 今年度で10年目となる最高機能な事象 独立つ身独当 (説明) 一部当する第4、までは17(20)サービスの受な者有側の受し又も対象の必要性 ※ 今年度で10年目となる基準機能な事象 (独立つ身独当 (説明) 一部当する第4、表情を行うのでは対象を信息することで経営を耐減でもら同能がある。 ※ 200歳間 (中央の対により取引のの連のための効果に認れているか) (認明) 一部当する第4、表情経験が必要な特殊事情等 ※ 今年度で10年目となる基準機能な事象 (独立つ身独当 (説明) 一部当する第5、表情経験が必要な特殊事情等 ※ 今年度で10年目となる基準機能な事象 (独立つ身独当 (説明) 一部当する第5、表情経験が必要な特殊事情等 ※ 200歳間 (中のの表情といいないないないないないないないないないないないないないないないないないない	(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
日本の世紀は東の後間では、日本のは、日本のは、日本のの対しよりも 別等が、「使用を行っていました。日本では、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
	イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
②情形象化 ② 所以等による同様・総体事業の増加・充実	行政と住民の協働環境の整備	(説明)
②情形象化 ② 所以等による同様・総体事業の増加・充実	ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	
② 原 世帯の上とも同語・大経事業の増加・元業 (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (記事の)		
② 民国等による限定を指摘事業の地強の主発		
	②情勢変化	(説明)
中 住民等の活動による公本サービスの拡大 エ 民間・市場での主労物を対し、	民間等による同種·類似事業の増加·充実	
プリ 住民の「海利の全性の設定の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益を負担の見直し又は核数の必要性 メ 令年度で10年目となる長別維持事業 接重 かまた。 (説明) では当する場合、長期報技が必要な特殊事情等	イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
工 民間・市田村の自生的総額の必要性 ※ 今年度で10年目となる長期継続業 放金	ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	
※ 今年度で10年日となる長期継続事業 接近	エ 民間・市町村の自主的取組の必要性	歴で化粧し対象有で限定することに軽更を即減できる可能性がめる。
※ 今年度で10年日となる長期継続事業 接近	オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	
※ 全接で10年間となる長期級経験業 核通) 非該当 (法正10年を終了で報告している事業を含む) (法則) (認明) (認明) (認明) (認明) (認明) (認明) (認明) (認明	, EN(1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(
議定事業のため実施の機構がより原質自の連続のための効果は現れているか。	※ 今年度で10年日とたる長期継続車業 該郷・非該ツ	1000万 1000万円の10000 2000万円 11000
(事業の効果が協着に設めたいる の事業の効果が協着に設めたいる の事業の効果が協着に設めたいる の事業の効果が協着に設める目標度はれている の事業の効果が協着に成れていると思われるが、今後検診実施の会更性 (社会的ニーズについて関係全体の理解が得られる事業と考える) は 大力の門民の資格が得られる事業と考える		法定事業のため実施の義務あり
の 事業の効果が返署に振れている ② 事業の効果がある程度費れている ② 理解的では、当朝を入が必要が現れている ② 対力の間及の課が合いた事業と考える ○ 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える ○ (国際のの事業のの主義理) ○ (民間党をのがままからの理解に限られる事業と考える ○ 特定のの主義理解 ○ (原入方式) 公設民営・ 非定管理・ PFI・ リース・ その他() ○ (原入方式) 公設民営・ 非定管理・ PFI・ リース・ その他() ○ (原入方式) 公談民営・ 排定管理・ PFI・ リース・ その他() ○ (原入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ○ 一部事業が成分を 機関の共同設置・ 事務委託 ○ 一部事業が多り、 定面(重な) (民間) ○ 一次の住民参加等の必要性等も含める ○ (原入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ○ 一部事業的を 機関の共同設置・ 事務委託 ○ 一部事業の企業機関の共同設置・ 事務委託 ○ 一部事業の企業機関の共同設定・ 事務委託 ○ 一部事業の企業機関の共同設定・ 事務委託 ○ 一部事業の企業機関の共同設定・ 事務委託 ○ 一部事業の企業機関の共同設定・ 事務委託 ○ 市の経済・ 原政・ 地方財政情報対象・ 単純解波対象 ○ 「経済の変・ 一般」 (民間) ○ (民間の主) ○ (国際の) ○ 「保証・ 一般・ 一般・ 一般・ 一般・ 一般・ 一般・ 一般・ 一般・ 一般・ 一般	(以に10年を越えて権机している事業を占名)	
の 事業の効果がある短度現れている	【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
日本学のの東からも担接技术にいる。 「編集の必要性目(社会的ニーズについて町皮を体の理解が得られる事業と考えるか) 「本大の市販の課業が得られる事業と考える と 特定の分野・地域においては大力の理解が得られる事業と考える と 特定の分野・地域においては大力の理解が得られる事業と考える と 特定の分野・地域においては大力の理解が得られる事業と考える と 特定の対象者からの理解に混られる事業と考える と 特定の対象者からの理解に混られる事業と考える と 特定の対象 まからの理解に混られる事業と考える と 特定の対象 まからの理解に混られる事業と考える と 特定の対象 まからの理解に混られる事業と考える と 特定の対象をからの理解が混られる事業と考える と 特定の対象をからの理解が混られる事業と考える と 特定の対象を対象を	a 事業の効果が顕著に現れている	
(事業の必胜生)(社会的ニーズについて町民を体の理解が得られる事業と考える) (⑤ 事業の効果がある程度現れている	
(基東の必要性](社会的ニーズについて可民全体の理解が得られる事業と考えるか) は 特定の分野・地域においては大力の関係が得られる事業と考える に 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える (原表開能力の対象者からの理解に限られる事業と考える (原表開能力の対象者からの理解に限られる事業と考える (原表開能力の対象者が)の理解に限られる事業と考える (原表開能力の対象者が)の理解に限られる事業と考える (原表開能力の事業) (原表別な) 公設民営・ 指定管理・ PFI ・ リース ・ その他() (の表別で)		報寺と古わせ(効果の刊定を行つ(いく。
		(=¥ np.)
		(武明)
(説明) 「「無数を図る。」に周知を図る。」 「「原知を図る。」 「「原知を図る。」 「「原知を図る。」 「「原知を図る。」 「「原知を図る。」 「「原知を図る。」 「「原知を図る。」 「「原知の方面」 「「原知の対象・手限」 「これまでの削減措置ではオー分であり、さらに具体的な削減方策を接対している。 「「原知の対象・手限」 「「原知の対象・手限」」 「「原知の対象・手限」 「「原知の対象・手限」 「「原知の対象・手限」」 「「原知の対象・手限」」 「「原知の対象・手限」での削減過過でで事業コストの確減に努める。 「「原知の対象・手限」での削減過過でで事業コストの確減に努める。 「「原理の対象・手限」での削減過過でで事業コストの確減に努める。 「原知の対象・手限は全能的ある。 「原知の対象・手限は全能的ある。 「別の対象・手限は全能的ある。 「別の対象・手限は企能的ある。 「別の対象・手限は主義を地がある。 「原理の体系・形成しているのの事業などであり、体展しすることができる。 「原理の体系・形成しているのの事業などであり、体展しすることができる。 「原理の体系を使用である」 「原理の体系を表し、、体理しての面別検診を実施する主とで受診者の利便性の向上と地元医療機関の活用を進める。 「原理の体系を上の下の重視を対象の下面を表表し、、体理しての面積務あり。 「原理の体系を対象して、原理の体系を表して、のの事業などであり、体展上のことができる。 「原理の体系を表して、のので、のの事業などで、のの事業などである。 「原理の体系を表して、のので、のの事業など、に、のので、のの事業など、に、のので、のの事業など、に、のので、のので、のの事業など、に、のので、のので、のの事業など、に、のので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、の		
(説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明)	b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	
民間附金ノグハウの導入の検討 可・不可	c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	に周知を図る。
民間附金ノグハウの導入の検討 可・不可	Ⅵ事業の参考事項	
①民間資金・ゲウハウの導入の検討 可・本豆 (説明) ②執行事業の外部委託の可否 (説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 変趣印・全部可・一部可・不 可 (説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 変趣印・全部可・一部可・不 可 (説明) ~ 「本域・事業を表記 (説別・本域・サービスへの住民参加等の必要性等も含める (説別・本域・サービスへの住民参加等の必要性等も含める (説別・一部事務組合・仮域・連合・その他() (説明) ~ 「表述・非理国 (説明) ~ 「表述・非理国 (説明) ~ 「表述・表述・中部事務組合・表域・主・非理国 (説明) ~ 「現在・生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ~ 「現在・世界をの主意達成の状況 説当・非理国 (説明) ~ 「現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ~ 「現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ~ 「現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ~ 「表述 (記明) ~ 「表述 (記述 (記明) ~ 「表述 (記述 (記述 (記明) ~ 」 (記述 (記述 (記述 (記述 (記述 (記述 (記述 (記述 (記述 (記述		
(環入方式) 公殺民営・指定管理・PFI・リース・その他() ②執行事業の外部受託の可否 (説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 薬運施争・全部可・一部可・不 可		(₹KBB)
②執行事業の外部委託の可否 (説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること (説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること (認明)~「不可」はは連携の活用] ①広域連携の深入の検討 ①」・不可 (認明)~「広域連携の水の検討 ②、中部事務組合・反域連合・その他()) 【特定財源の変動】 国・選補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純縮減対象・単純の企業を表記している問題点や今後の展望等も含める (家動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純縮減対象・・単純廃止対象・その他()) 【事業の対象・手段】 (認明)・現在生している問題点や今後の展望等も含める (説明)・現在生している問題点や今後の展望等も含める (説明)・現在生している問題は等も含める (説明) (記述といるによったの能域と表示したの事業にあるが、体廃止することができない。 は該当生で体廃止することができるいまない。 は該当生で体廃止することができるいまない。 は該当生で体廃止することができない。 は該当生で体廃止することができるいまない。 は対しないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	①氏间頁金・バンバンの導入の快討 可・・・ 木印ン	(武明)
②執行事業の外部委託の可否 (説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること (説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること (認明)~「不可」はは連携の活用] ①広域連携の深入の検討 ①」・不可 (認明)~「広域連携の水の検討 ②、中部事務組合・反域連合・その他()) 【特定財源の変動】 国・選補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純縮減対象・単純の企業を表記している問題点や今後の展望等も含める (家動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純縮減対象・・単純廃止対象・その他()) 【事業の対象・手段】 (認明)・現在生している問題点や今後の展望等も含める (説明)・現在生している問題点や今後の展望等も含める (説明)・現在生している問題は等も含める (説明) (記述といるによったの能域と表示したの事業にあるが、体廃止することができない。 は該当生で体廃止することができるいまない。 は該当生で体廃止することができるいまない。 は該当生で体廃止することができない。 は該当生で体廃止することができるいまない。 は対しないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな		
(広城連携の活用) ①広城連携の導入の検討 ②・不可 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託	(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	
(広城連携の活用) ①広城連携の導入の検討 ②・不可 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託		
(広城連携の浮入の検討 ① ・ 不可 (説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 - 一部事務組合 ・ 丘城連名 ・ その他() (説明) 一現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 - 一部事務組合 ・ その他() (説明) 一現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 一現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 一現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 一現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 一現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 一現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 一項を生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 「「事業コストを削減する・ 地対解析を対象 ・ 地対解析を対象 ・ 単純解減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() (説明) 「「事業コストを削減する措置は十分か) 。 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない 「「事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) 。 インフルエンザ予防接を を定している におまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している (説明) (説明) 「(説明) 「(記明) 「(②執行事業の外部委託の可否	(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
(広城連携の浮入の検討 ① ・ 不可 (説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 - 一部事務組合 ・ 丘城連名 ・ その他() (説明) 一現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 - 一部事務組合 ・ その他() (説明) 一現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 一現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 一現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 一現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 一現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 一現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 一項を生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 「「事業コストを削減する・ 地対解析を対象 ・ 地対解析を対象 ・ 単純解減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() (説明) 「「事業コストを削減する措置は十分か) 。 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない 「「事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) 。 インフルエンザ予防接を を定している におまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している (説明) (説明) 「(説明) 「(記明) 「(
① 広域連携の導入の検討	実施中・全部可・一部可・不可	検診事業者に検診の実施を委託している
① 広域連携の導入の検討		
① 広域連携の導入の検討	「たけ本権の美国】	
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広遠達合・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (説明) (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純縮減対象・単純縮減対象・単純縮減対象・単純経域対象・単均に対象・その他() 【事業の対象・手段】 (説明) (認明) (認明) (説明)		
- 一部事務組合・ 伝滅連多・ その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 非返当 (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託・一部事務組合・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (説明) (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純経減対象・ 単純経減対象・ 単純経減対象・ 単純経域が対象・ 単分に削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明)	①	(説明)~仏域サービスへの住民参加寺の必要性寺も含める
- 一部事務組合・ 広域連合・その他() (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 - 一部事務組合・その他() (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 - 一部事務組合・その他() (説明) ~ 銀布生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) ~ 銀布は 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	(道 λ 方式) 位議会・機関の共同設置・ 事務委託	近隣市町村との共同実施により住民の利便性やコストの削減を期待でき
②執行事業の広域連携の状況 該当・非護当 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (ే .
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置流であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ② 現在の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段である、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の体廃止の影響】(事業を体廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施することができない b a には該当せず体廃止することがで可能な事業ではあるが、体廃止 することが困難な特別の事情がある 。 事業の休止を検討することができる		(学四)
日・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無	② 執行事業の仏球連携の状況 該当・ 非該当	(説明)~現仕生し(いる问題点や写像の展望等も含める
日・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無	(道え方式) 位議会 ・機関の共同設置 ・ 東教禾託	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無		
■・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (説明) 【事業の対象・手段】	・一部事務組合・その他(<u>!</u>
(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他() (事業の対象・手段] 結核検診 (説明)	【特定財源の変動】	
 ・ 単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] (説明) 	国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無	(説明)
 ・ 単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] (説明) 		
 【事業の対象・手段】 (説明) 由 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している。 こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している。 ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)。 a 適切である。 ① 現在の対象・手段に改善余地がある。 別の対象・手段に改善余地がある。 別の対象・手段に改善余地がある。 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)。 ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない。 b a には該当せず休廃止することができない。 は ま実の休止を検討することができる。 法定事業のため実施の義務あり。 法定事業のため実施の義務あり。 	(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象	
 【事業の対象・手段】 (説明) 由 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している。 こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している。 ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)。 a 適切である。 ① 現在の対象・手段に改善余地がある。 別の対象・手段に改善余地がある。 別の対象・手段に改善余地がある。 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)。 ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない。 b a には該当せず休廃止することができない。 は ま実の休止を検討することができる。 法定事業のため実施の義務あり。 法定事業のため実施の義務あり。 	単純廃止対象 ・ その他()	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ① 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ② 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することができない b aには該当せず休廃止することができる 【・事業の休止を検討することができる		**************************************
a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない ① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している 。 これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ① 現在の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ② 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる		
① これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している こ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ① 現在の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ② 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することができない b a には該当せず休廃止することができない b a には該当せず休廃止することができない c 事業の休止を検討することができる		(記明)
予定している 検診委託先を町内医療機関へ変更し、他の事業 (インフルエンザ予防接種)との同時周知等で事業コストの縮減に努める。 でこれまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している (説明) ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である (説明) 取在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 医療機関での個別検診を実施することで受診者の利便性の向上と地元医療機関の活用を進める。 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (説明) あ には該当せず休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる 法定事業のため実施の義務あり。	a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	
で これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である	これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	
ここれまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ③ 現在の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる	予定している	
検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ③ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる (説明) 法定事業のため実施の義務あり。 法定事業のため実施の義務あり。	c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	TE/CVIPI呼回叫寺で宇未JAPU船側に労める。
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ③ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる (説明) (説明) (説明) (説明)		
a 適切である ① 現在の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ② 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある 。 事業の休止を検討することができる		(
 ・ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある。 c 事業の休止を検討することができる 「説明) 法定事業のため実施の義務あり。 法定事業のため実施の義務あり。 		\D6-21/
		医療機関での個別検診を実施することで受診者の利便性の向上と地元医
[事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ② 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる (説明) 法定事業のため実施の義務あり。	I (p) 現代の対象・干段に改善金卸かある	
③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる		療機関の活用を進める。
③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる		療機関の活用を進める。
などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる 法定事業のため実施の義務あり。	c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	
b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる 法定事業のため実施の義務あり。	c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	
することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる 法定事業のため実施の義務あり。	c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	
c 事業の休止を検討することができる	c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない	
	c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止	(説明)
d 事業の廃止を検討することができる	c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある	(説明)
ı	c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ② 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる	(説明)

【来年度に向けた事業の方向性】	
〇方向性の区分(選択例)	
A 継 続	
ア現状維持(事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が	
イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算5 ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算3	
エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃」	
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)	
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)	
D 廃 止	
〈担当所管評価〉 ※A選択の場合のみ	〈町長評価〉
方向性 A ア	方向性 ——
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)	
(説明)	(説明)
H17年度の法律改正により対象者は減少し事業費も縮減となった。受診率の確	
保・受診者の検診受診の利便性を考慮して、本年度より医療機関での検診実施を 計画する。	
티 <u></u> 의 9 집。	

<u>平成 18年 6月 1日</u>	3現在						整理番号	5 — 6	
事 業 名	エキノコックス	庁姶診 事業					保健福祉課		
			योर 			担当課·係名 (上段:課名·下段:係名)			
(計画事業名)	エキノコックス	<u></u> 症検診予防対策事	美 ————————————————————————————————————				保健係		
(細事業名)						調書作成者職氏名	佐々木希美枝		
I事業の位置づけ									
【第4期雄武町総合	- 計画】	□ 登載事業	□ 非登載事業		【総合計画以外の	D計画·指針等】			
まちづくりの基	本目標の分類	やさしさあふれる仮	建康福祉のまち						
施策	の項目の分類	保健・医療の充実			【根拠法令等】北	(海道エキノコックス症	対策実施要領		
±	要施策の分類	精神保健・感染症:	対策の推進		【事務種類】 自	治事務(その他・単独	k)		
Ⅱ事業の説明等		•		•	•				
事業の対象	(Who)	小学校3年生以上	の住民(過去5年以	内に検査を受け	ている人を除く)		受益者負担	有・無	
事業の意図	(What)		早期に発見・治療す				X=1X1	12 2	
事業の手段	(How)	健康診査							
事業の結果	(Outcome)	エキノコックス症に	よる健康障害の影	響を最小限に抑	制できる				
Ⅲ事業の執行状況	1	※事業量の推移に	ついて記入				※備考欄は直近年度の	- の事業費実績値を記入	
【事業内	<u> </u>	【H15実績】	【H16 実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
エキノコックス症検記		294人	298人	303人	280人	検診の実施	H10~H19年	190,890円	
エイノコフフス症状の	·	2347	2307	0007		投砂の大池	1110,-11194	130,03011	
「古巻計画の法代社	2201			<u> </u>	(部中)、東米特に	<u> </u> 上からの課題・町民か	この辛日生		
【事業計画の達成状		F1		į					
	定どおりに達成		4、法式でも2日コ			感染症としてH3年度:			
		忧していないが、今後 いがない	发、 達放 じざる兄込			いことと、発症までの其 の低下がみられ、受			
	成できる見込み			i					
【本年度の事業実施	『スケジュール】				【町民への周知方法	[]			
					広報・新聞ちらし折込				
基本健診・結核検診	と同時実施(6)	月に6日間、1月に1	日間)	ļ.	【関係機関・関係部署との役割分担】				
E-1-1610 1111/1/10		71-01-17 (771-1	- 1-17		【関係機関・関係部	著との役割分担】			
					保健所·検査委託事	業所との連携			
	1								
Ⅳ事業の立案形成		1							
		H3年度にエキノコ	ックス汚染地域にキ	岩定された 上幌成	1地区から順次検診	を実施し、当初周辺は	地区を巡回してい	ハナが、3年前より	
【立案形成に至る	背景・ニーズ】		実施のみとなった。		1-0E% 5/6(X)X		BECZEO (72.0 (0 13.0)	
	1 -	! !							
	①他自治体の	道内ではほとんど	の市町村で実施して	ている					
	類似事業	 							
【立案形成過程に おける検討課題】	②代替案	集団検診以外に医	療機関への委託力	対も可能である	0				
わける快討 誄題』									
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	<u> </u> _							
	①町民等の意	<u> </u> _							
	見聴取								
	②関係部署等	<u></u>							
のいる快削味趣』	との調整						***************************************		
	③国・道・関係団体 等との調整	<u> </u> _							
	中での阿正								
【立案形成後また	ま事業化後の	! !							
状況変化とその	対応方策】	 							
	1	<u> </u>							
V事業の評価								エキノ	
【雄武町が実施する				•					
①民間との役割分				į	(行政と民間のいず	れが行うべきか)			
(1)行政としての行				•	② 行政が行う				
	財・サービスの			}		が行うべきである			
		ための財・サービス	の提供	<u> </u>	c 民間が行う	べきである			
		サービスの提供		İ	(説明)				
		が大きな財・サービ							
		す社会活動の規制	-	į	惑染症対策として行	- 政の対応が必要と考	える	ļ	
カ市場の独	占による社会的	7不利益を防ぐ規制	等 				-		

(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	
効果的・効率的な公共的事業	
②情勢変化なし	(説明)
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	
エ 民間・市町村の自主的取組の必要性	
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	
	(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	北海道の指針に基づき検診の機会は設定する必要性がある。
[事業の効果](事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
a 事業の効果が顕著に現れている	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
b 事業の効果がある程度現れている	受診者数は減少傾向だが、現在まで患者の発生はなく、検診の機会や予防知識の普及は現状程度は確保が必要である。
② 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
a 大方の町民の理解が得られる事業と考える	
→ 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	
c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	
Ⅵ事業の参考事項	·
[民間能力の活用]	
()民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可	(説明)
「人間真血 ノ バ ノ グ 寺 八 の 快 的	100-917
(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	
②執行事業の外部委託の可否	(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
実施中・全部可・一部可・不 可	検診事業者に検診の実施を委託している
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可・不可	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	!近隣市町村との共同実施により、住民の利便性やコストの削減を期待できる。
・ 一部事務組合 ・ <u>広域連</u> 合 ・ その他()	
	(学問) 現在生じている問題とは人体の見がなまるよう
②執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非 <u>該当</u> (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ その他()	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明)
(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() 【特定財源の変動】	
(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託	
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無	
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象	
(導入方式) 協議会 ・機関の共同設置 ・事務委託 ・一部事務組合 ・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・その他()	(説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無) (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段]	(説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無) (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)	(説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無) (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	(説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	(説明) エキノ (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無) (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している	(説明) エキノ (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	(説明) エキノ (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	エキノ (説明) 実施日数の縮減・委託先の変更等によりコストの削減を図っている。 (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	エキノ (説明) 実施日数の縮減・委託先の変更等によりコストの削減を図っている。 (説明) 集団検診方式に加え個別検診も実施することで受診者の利便性と地元医
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である	エキノ (説明) 実施日数の縮減・委託先の変更等によりコストの削減を図っている。 (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ① 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明) エキノ (説明) 実施日数の縮減・委託先の変更等によりコストの削減を図っている。 (説明) 集団検診方式に加え個別検診も実施することで受診者の利便性と地元医療機関の活用が考えられる。
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ④ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	エキノ (説明) 実施日数の縮減・委託先の変更等によりコストの削減を図っている。 (説明) 集団検診方式に加え個別検診も実施することで受診者の利便性と地元医
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ② 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	(説明) エキノ (説明) 実施日数の縮減・委託先の変更等によりコストの削減を図っている。 (説明) 集団検診方式に加え個別検診も実施することで受診者の利便性と地元医療機関の活用が考えられる。
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ④ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ④ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない	(説明) エキノ (説明) 実施日数の縮減・委託先の変更等によりコストの削減を図っている。 (説明) 集団検診方式に加え個別検診も実施することで受診者の利便性と地元医療機関の活用が考えられる。
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無) (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ③ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止	(説明) エキノ (説明) 実施日数の縮減・委託先の変更等によりコストの削減を図っている。 (説明) 集団検診方式に加え個別検診も実施することで受診者の利便性と地元医療機関の活用が考えられる。
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ⑤ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ④ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある	エキノ (説明) 実施日数の縮減・委託先の変更等によりコストの削減を図っている。 (説明) 集団検診方式に加え個別検診も実施することで受診者の利便性と地元医療機関の活用が考えられる。 (説明)
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無) (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ③ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止	エキノ (説明) 実施日数の縮減・委託先の変更等によりコストの削減を図っている。 (説明) 集団検診方式に加え個別検診も実施することで受診者の利便性と地元医療機関の活用が考えられる。 (説明)

【来年度に向けた事業の方向性】	
〇方向性の区分(選択例)	
A 継 続	
ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が イ拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算地	
ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算)	或を伴うもの)
エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃」	とするもの)
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)	
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)	
D 廃 止	
〈担当所管評価〉 ※A選択の場合のみ	· 〈町長評価〉
方向性 A ア	方向性 A ア
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)	
L	 (説明)
(100-737)	
 他の検診事業との同時実施によりコストの節減を図り、現状程度の事業は継続す] 1 1 1
る必要がある。	
]

<u>平成 18年 6月 1日</u>	<u>現在</u>							整理番号	5 — 7
事 業 名	訪問看護事業						担当課・係名	保健福祉課	
(計画事業名)			•••••		•••••		(上段:課名・下段:係名)	保健係	
(細事業名)							調書作成者職氏名	佐々木希美枝	
I 事業の位置づけ									
【第4期雄武町総合		□ 登載事業	□非登載事業		ī	【総合計画以外の	7.計画, 指針笙】		
		やさしさあふれる優			l	146日日回以776	201四。11四 47		
		高齢者対策の充実				【根拠法令等】者	6人保健事業		
		サービスを利用し					治事務(その他・単	虫)	
Ⅱ事業の説明等		I			1				
事業の対象	(Who)	在宅療養者						受益者負担	有・●
事業の意図	(What)	医療依存度が高く	ても安心して在字頭	春巻ができる				文無有負担	TH VOOR
事業の手段	(How)	訪問看護制度の利		KIEN CC U					
事業の結果	(Outcome)	在宅療養者が増え	****						
Ⅲ事業の執行状況		※事業量の推移に						※備考欄は直近年度の	の事業費実績値を記入
【事業内	<u> </u> 	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績	:1	【H18予定】	「車業計画】	T	【備考】
		延べ119名477回	延べ114名606回	延べ130名延6		延130名650回	【事業計画】	【計画期間】 H11~H19年	700千円
総合在宅ケア事業団		延べ119日477日	座 (114-1000回	座: 1130石座0	43[5]	座150石050百		ппопівт	700 111
7 7 47 1/1100 3412	<u></u>								
【事業計画の達成り	-:01				(≅68	即。事業執行上	<u> </u>	の音目笙	
③ 事業計画を予	-	む ている			(記し	力/************************************	からの味ぬ・町氏が	00总元寺	
		ぬしている 成していないが、今後	糸 達成できる目は	ムで ある	常勤	の訪問看護師が	確保されてから訪問(牛数が増加してお	り、医療依存度
c 事業計画を達			を、	פיר כמיים	が高	い方の在宅支援	を担っている。		
					r m- c				
【本年度の事業実施	【本年度の事業実施スケジュール】 【町民への周知方法】								
					医療	機関・在宅介護す	援センター等関係機	関からの紹介	
支援センター(居宅:	小罐士坪車業	近)で作けされる計画	ゴに甘べき 計明手	# た 担 州 才 ス	F 88.	系機関・関係部署	レの処割公担【		
又抜センター(店七)	川磯又抜争未門	リ) CTF灰されるal E	当に基 ノご 切り目	受で 使 ボッ つ	【 关 1;	常成!其" 制"和"者	20位制力担】		
					医療	機関・在宅介護す	援センター・紋別地は	或訪問看護ステー	ーション
Ⅳ事業の立案形成	1								
17 争采00立采形成		i介護保除法施行に	- 全世在空企罐++-	-ビスの其般慗	備がは	金計された 訪問	看護事業の受け手と	アけ北海道総会	た空ケア事業
「大安恥はに五ス							■暖事来の叉けすこ 展開の中で当町も負		
【立案形成に至る	育京・一一人』	(事業団方式が創	設された経緯として	は、経営的に単	単独で	の事業運営が困	難な地域にも訪問看		
	①出立込仕の	札幌市他都市部・	適	金を事業団の場	又金と	して連呂する力ェ	か取られている)		
	①他自治体の 類似事業	西紋地区では平成	10・11年度に全社	市町村で同時に	事業	を開始している。			
【立案形成過程に	79(12) 7 214								
おける検討課題】	②代 替 案	民間又は町国保病	病院等医療機関で <i>0</i>	り事業実施の意	向を	確認したが経営的	に不可との返答があ	っった	
	③スクラップ(廃								
	止・縮小)事業	<u> </u> -							
	①町民等の意	<u> </u>							
	見聴取	在宅医療を受けて	いる方からは適宜	意見を聴取して	いる。				
【事業化の過程に	②関係部署等	西紋地区としては(保健所主催の事業	推進に向けたる	邢修会	や医師会との連	男としては国保病 第、町としては国保病	院に事業説明と	理解・協力を求
		めて開始した。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, L. C			2511720 1101217111	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	③国·道·関係団体			の法格 三南十	<i>.</i>	-1 . 7			
③国·道·関係団体 等との調整 必要時紋別保健所・近隣医療機関との連絡・調整を行っている。									
F. 1	「大会取け後され」は東東ル後の。事業開始時点では看護師を確保できなかったため興部町からの派遣を受けていたが、H14年度途中からは町内で看護師を確保								
	【立案形成後または事業化後の「学来用が時点では有該師を確保できながったため集中間からの派遣を受けていたが、日本年度歴史が時間内で有該師を確保 状況変化とその対応方策】 し、内容の充実が図られている。常勤看護師が配置されたことで、訪問看護に加え居宅介護支援事業の展開も可能は状況とは								
がが変化とでの	なっている。								
V事業の評価								訪問看	護
【雄武町が実施する									
①民間との役割分					(行政	女と民間のいずれ	が行うべきか)		
(1)行政としての行	(1)行政としての役割			а	行政が行うべき	きである			
	財・サービスの	提供			b		行うべきである		
_	→ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供			G	> 民間が行うべ	きである			
ウ 市場原理	が働かない財・	サービスの提供			(説明	月)			
工 社会全体	への利益・効果	いたきな財・サービ	ごスの提供		į				
オ 第三者に	不利益をもたら	す社会活動の規制	等		足門	の姿酒がエニいま	- め行政がセーナいる	は用状でもで	
カ 市場の独	占による社会的	内不利益を防ぐ規制	等		戊间	い貝源か之しい	とめ行政が担っている	がないのの。	
キ 上記以外	の政策立案、内	内部管理など円滑な	行政に必要な事務	Š					

(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	本来は民間独自で行うべきではあるが効率的な事業運営は困難な地域事
効果的・効率的な公共的事業	情のため安定的継続的な事業運営を補償するため補助が必要と考える。
②情勢変化	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	
→ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	事業開始当初から徐々に事業が拡大されており、収入も増加しているため、
日 民間・市町村の自主的取組の必要性	毎年の負担金制度の見直しが必要と考える。
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	
7 住民(行政/9 ころの文価行員担の元直とスは初成の必要性	
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(試功)/「政コソの物ロ、区別税制//・少女は行外事情等
	I
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
③ 事業の効果が顕著に現れている	
b 事業の効果がある程度現れている	医療機関との連携もあり重度障害者の在宅療養も徐々に増加している。
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
	高齢社会となり、施設・医療機関への希望も多い状況ではあるが、住み慣れ
b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	た自宅での生活を望まれる方のニーズに対しては訪問看護等医療的なニー ズへの対応は重要性が高いと考える。
c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	ハ・ソバルは生女はか同いと行んる。
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 ・ 不可	(説明)
(導入方式) 公設民営・ 指定管理・ PFI・ リース・ その他()	事業の採算が取れれば、民間事業所が事業を運営する事で需要を賄う事が 可能である。
②執行事業の外部委託の可否	(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
実施中・全部可・一部可・不可	民営の事業所の開設を期待する。
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
① ①	(説明)~仏域サービスへの住民参加寺の必要任寺も含める
(導入方式) 協議会 < 22週の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・ 広域連合・ その他()	
②執行事業の広域連携の状況 (該当・ 非該当	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
(導入方式) 協議会 (機関の共同改置・事務委託	西紋地区での広域活用を実施している。
	!
【特定財源の変動】	<u>.</u>
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・ 無	(説明)
(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	
【事業の対象・手段】	訪問看護
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)	(説明)
a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	
□ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	 事業開始時点から同額の負担金を納入しているが事業量・収入に合わせて
予定している	事業開始時点から回額の負担金を納入しているが事業重・収入に合わせて 負担金額を減少する可能性がないか協議を行ったが、全道一円同様に実施
c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	しているため明確な回答は得られなかった。
を計している 検討している	
	(=¥an)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	(説明)
② 適切である	
b 現在の対象・手段に改善余地がある	全道的に組織運営を行っており適切と考える。
c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	<u> </u>
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	(説明)
a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	/me-say
などであり、休廃止することができない	
(b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止	事業の重要性は高いが専門職の確保が困難・人口規模から安定的に経営 できるほどの事業量は期待できない等の地域事情により新たに単独での事
(D) aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある	事業の重要性は高いか専門職の値保が困難・人口規模から安定的に経営できるほどの事業量は期待できない等の地域事情により新たに単独での事業運営は困難なため、当面現在の方式の選択が望ましいと考える。
	できるほどの事業量は期待できない等の地域事情により新たに単独での事
することが困難な特別の事情がある	できるほどの事業量は期待できない等の地域事情により新たに単独での事

【来年度に向けた事業の方向性】	
〇方向性の区分(選択例)	
A 継 続	
ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算 ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算 エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃」	曽を伴うもの) 咸を伴うもの)
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)	
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)	
D 廃 止	
〈担当所管評価〉 ※A選択の場合のみ	〈町長評価〉
方向性 A ア	方向性 ——
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)	,,,,,,
(説明)	(説明)
大きな変更は困難であるが、負担金額の見直しについては契約先との協議を続	
け、また、民間等独自運営を行う事業所の情報収集を行う。	
	!

<u>平成 18年 6月 1日</u>	現在						整理番号	5 —	. 8		
事 業 名	雄武町精神障	害者通所交通費助	成事業			担当課・係名 保健福祉課					
(計画事業名)	精神障害者地	域自立支援事業				(上段:課名·下段:係名) 保健係					
(細事業名)						調書作成者職氏名	佐々木希美枝				
I 事業の位置づけ	j					•	•				
【第4期雄武町総合語		□ 登載事業	□非登載事業		【総合計画以外	の計画・指針等】					
		やさしさあふれる仮									
		保健・医療の充実精神保健・感染症			【根拠法令等】	自治事務(その他・補助	+)				
	安心束の万規	相种体性 芯末症	対束の推進		【事務種類】	日心事務(その他・神界	<i>(</i> 1)				
Ⅱ事業の説明等事業の対象	(Who)	精神障害者					受益者負担	有・	(44)		
事業の意図	(What)		D訓練施設への通所	「機会を確保する	5		文無有其担	78 -	ATK		
事業の手段	(How)	交通費の全額助成									
事業の結果	(Outcome)	家庭以外での地域	は生活において役割	を持って生活で	きる						
Ⅲ事業の執行状況		※事業量の推移に	ついて記入				※備考欄は直近年度	の事業費実績	責値を記入		
【事業内	容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備	考】		
通院に要する交通費	を半額助成す	延べ8件	延べ2件	延べ 0件	延べ12件		H12~H19年	支出なし			
<u>ه</u>											
			ļ								
			ļ								
【事業計画の達成状	:-1			<u> </u>	(部田)。事業執行	<u>l</u> f上からの課題・町民か	この音目笙	<u> </u>			
	ル』 定どおりに達成	している			(武明)************************************	工からの味風・ 氏が	'500总元寺				
			、達成できる見込み	りである		部の町民に限定されて					
■ 事業計画を学定とおりに達成していないが、する、達成できる完整がである。 □ の良い市町村へ転居されたため現状では対象がいない状況である。						•					
[本年度の事業実施スケジュール] [町民への周知方法]											
					広報、近隣通所施設への事業案内、町患者会での周知						
年1回の広報による	事業の周知				【関係機関・関係部署との役割分担】						
申請による交通費の					【関係機関・関係問	対状態後・対抗的者との反向力性』					
					保健所、医療機関	、通所施設					
Ⅳ事業の立案形成	Ī										
【立案形成に至る都	背景・二一ズ】	い。また、病状の変		長期入院が多く	、地域生活を支援 [・]	層での発病が多いこと する施策が必要な状況					
	①他自治体の 類似事業	遠軽地区では遠軽	全町に通所施設がで	きたが、周辺の	町村からの通所が	可能となるよう、交通習	貴助成を行ってい	る。			
【立案形成過程に おける検討課題】	②代 替 案	_									
	③スクラップ(廃止・ 縮小)事業	_									
	①町民等の意 見聴取	町家族会·患者会	等関係団体からの	意見を主として耶	恵取している			************************************			
	②関係部署等 との調整	_									
	③国·道·関係団体 等との調整 保健所・通所施設との連携										
【立案形成後または事業化後の 平成14年より精神障害者への一次的な相談支援・ヘルプサービス事業等のサービス実施主体が市町村になる等、精神障害者支 状況変化とその対応方策】											
<u> </u>											
【雄武町が実施する											
①民間との役割分					(行政と民間のいる						
(1)行政としての役		3 /#			(a) 行政が行う						
_	オ・サービスの扱 D.保障・確保の力	≧供 こめの財・サービス(の提供			引が行うべきである うべきである					
		こめの別・リーこへ(ナービスの提供	∨∕∃处 穴		(説明)	, .c (m/a)					
		が大きな財・サービ	スの提供			されているが、障害者	の地域生活支援	において	は必要な		
オ 第三者に	下利益をもたらす	け社会活動の規制等	等		事業と考える。	しかないために必要し	かった体筆でも!	酒元48	胡士口、		
		不利益を防ぐ規制等	-		通所施設が遠方にしかないために必要となった施策であり、通所が望ましい						
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務				関連させた検討が							

2 別回に対する支援の保険 展開のための条件整備	(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
		!
日常とは民の総職権の予め、		
ク 特定の正常対応の開放。 あらいは中央の列応よりも 効果等の 選挙的な条件的事業		!
②商等変化 なし (法則) -	行政と住民の協働環境の整備	(説明)
②情祭変化 なし (放照) (ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	
イ 提供製和車による民間の役割の拡大 ウ 住居等の認能による民間の役割の拡大 ウ 住居等の認能による民間の役割の拡大 ウ 住居等の認能による民間を開発している場合 本 年度(19)サービスの政策等負担の見選し又は新数の必要性 本 年度(19)サービスの政策等負担の見選し又は新数の必要性 ※ 今年度で10年目となる民間総計算を (策に10年を超えて配動している事業を含む)	効果的・効率的な公共的事業	
ウ 住民争の活動による公共サービスの配大	②情勢変化 なし	(説明)
ウ 住民争の活動による公共サービスの配大		
工 民間・市町村の自主の始める著性 才 住民行党)・ビスの受出者会和の見重し又は新設の必要性 ※ 今年度で1 0 年日となる長期経験事業	イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
### (ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	
※ 今年安で10年目となる長期経験事業 独当・非議員		
※ 今年度で10年目となる原理総長事業 独当 非独価 (信に19年を経了を終了に必要素を始) (原理の発展) (事業の効果) (事業の効果が終入と6種類を検索している。) (説明) 第 事務の効果が解析により他変更に必要素を必要な (説明) 第 事務の効果が解析により他変更を対している。) 現実のの要性 (場合的によりを制定している) (説明) 第 本のの地域を関わていると考える。 (説明) 第 大学の制度の理解が得られる事業と考える) (説明) 第 大学の制度の理解が得られる事業と考える) (説明) 第 大学の制度の理解が得られる事業と考える (説明) 第 大学の制度の理解が得られる事業と考える (特定の対象者からの理解に限られる事業と考える (特定の対象者からの理解に限られる事業と考える (特定の対象者からの理解に限られる事業と考える (オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性 	
(製明)		(説明)~該当する場合、長期継続か必要な特殊事情寺
□ 事業の効果がある相接現れている □ 財政部が最高には、当時見込んが効果が関れている □ 財政部がは、当時見込んが効果が関れている □ 財政の参拝() (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (説明) □ 大力の可見の部解が得られる事業と考える □ 特定の分野・地域においては大力の理解が得られる事業と考える □ 特定の分野・海の広場である。 □ 大の恒 (説明) □ 不何 (説明) □ (記述は対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対		(ZMARD)
② 事業の効果がある程度限れている 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない 「現代解では、生物見たが効果が現れていない 「本来の効果は見いないが、未事業を売用して自立生活へ進んだ結果であり、事業の効果は見いないが、未事業の別果は見いないである。 現代解では、生物見ないでは、対しては、力の関係が得られる事業と考える は、特定の対象者からの理解に限られる事業と考える は、特定の対象者からの理解に限られる事業と考える は、特定の対象者からの理解に限られる事業と考える は、特定の対象者からの理解に限られる事業と考える は、特定の対象者からの理解に限られる事業と考える は、特定の対象者からの理解に限られる事業と考える は、場合の表現 は、は、中華には、中華に、中国に、中国に、中国に、中国に、中国に、中国に、中国に、中国に、中国に、中国		(記明 <i>)</i>
(事業の必要性)(社会的ニーズについて町民体の理解が得られる事業と考える か		現在は対象者がいないが、本事業を活用して自立生活へ進んだ結果であ
[本業の必要性](社会的ニーズについて可民会体の理解が得られる事業と考えるの) a 大力の町民の理解が得られる事業と考える (特定の対象を含からの理解に限られる事業と考える (特定の対象を含からの理解に限られる事業と考える (法理の対象を含からの理解に限られる事業と考える (法理の対象を含からの理解に限られる事業と考える (法理の対象を含からの理解に限られる事業と考える (法理の対象を含からの理解に限られる事業と考える (法理) ((法明) ((法明) (((法明) (((((((((((((((((((り、事業の効果は見られていると考える。
□ 大力の耐限の理解が得られる事業と考える □ 特定の分野・地域においては大力の理解が得られる事業と考える □ 特定の分野・地域においては大力の理解が得られる事業と考える □ 特定の分野・地域においては大力の理解が得られる事業と考える □ 特定の分野・地域においては大力の理解が得られる事業と考える □ 特定の分野・地域においては大力の理解が得られる事業と考える □ 特定の参与事業 □ (提際た力の活用) □ (民間資金・ゲラハウの導入の検討 可 ・ 不可 (接明) (接明) (接明) (接明) (以外) (以外) (以外) (以外) (以外) (以外) (以外) (以外		 -===================================
② 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える		\ አ ፓ ሣን /
(説明) - 不可 (説明) - 不成本生している問題点や今後の原型等も含める (現入方式) (説金・機関の共同設置・事務委託 - 一部事務組合・その他() (説明) - 現在生している問題点や今後の原型等も含める (現入方式) (説明) - 非常経過合・その他() (説明) - 現在生している問題点や今後の原型等も含める (説明) - 現在生している問題点や今後の原型等も含める (説明) - 現在生している問題点や今後の原型等も含める (説明) - 現在生している問題点や今後の原型等も含める (説明) - 現在生している問題点や今後の原型等も含める (説明) - 現在生じている。 単純原止対象・その他() (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) - 不許可の通知方法等) (説明) - 本のに非常相思するが、よれ事集に付えて明内で通所施設を運置助成する方案の検討 (説明) - 第を検討すると同談書を検討する予定あり。(申請に対する許可・不許可の通知方法等) (説明) - 第を検討すると同談書を検討するが、本事集に付えて明内で通所施設を運置助成する方案の検討 (説明) - には該当せず終止することが可能な事業ではあるが、体廃止すると思いできる。 ままの休止の影響 (事業を検定した場合に備えて事業 することが国態な特別の事情がある 事業の休止を検討することができるい (説明) - には該当せず終止することができるい はの手段により目的が達成されるまでは、対象者が生した場合に備えて事業 することが国態な非常知の下的な事業ではあるが、体廃止することが国能な事業ではあるが、体廃止することが国能な事業ではあるが、体廃止することが国能な事業ではあるが、体廃止することが国能な事業ではあるが、体廃止することが可能な事業ではあるが、体廃止することに関係により目的が達成されるまでは、対象者が生した場合に備えて事業 することが国態な対象のでは、体験の手段により目的が達成されるまでは、対象者が生した場合に備えて事業 することが国能な対象のでは、体験の手段により目的が達成されるまでは、対象者が生した場合に備えて事業 することが国能な対象のでは、体験の手段により目的が達成されるまでは、対象者が生じた場合に備えて事業 などであり、体験の手段により目的が達成されるまでは、対象者が生じた場合に備えて事業 を見いますないますないますないますないますないますないますないますないますないますな		事業への理解は得られると考える
①東京の参考事項 【限開始力の活用】 ①民間資金・ソウハウの導入の検討 可・不可 (説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 薬施中・全部可・一部可・不 (切 (説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 薬施中・全部可・一部可・不 (切 (説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 薬施中・全部可・一部可・不 (切 (説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める (場入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他() ②教行事業の広域連携の状況		事業、の生所は何ろれると考える
(説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明)		!
① (最内方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他() (説明) ~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 「佐城遠携の添用] では、連携の乗りの検討 可・・不可 (説明) ~ 広域は、 (説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 「海入方式 (協議会・機関の共同設置・事務委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
(議明) ~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 実施中・全部可・一部可・不 回 「広域連携の活用] ①広域連携の海入の検討 ①本類との検討 ②教行事業の人の検討 ②教行事業の広域連携の状況 該当・非叛当 ③海入方式)協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他(「特定財源の変動] 国・通補助負担金の一般財源化または縮減・境止の可能性 有 無 (説明) 一般在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他(「特定財源の変動] 国・連補助負担金の一般財源化または縮減・境止の可能性 有 無 (説明) ②表別内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・建西福度対象・単規議上対象・その他(「事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) コ・十分に削減措置がなら、これ以上削減の余地はない とれまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している ② これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 表定を心性(事業の対象・手段に改善余を払いる) ②をの他(事業の対象・手段に改善余地がある で別の対象・手段に改善会がある) 「事業コスト(事業コスト・事業コスト・事業コスト・事業コスト・事業の対象・手段に改善会がよない。		(説明)
②執行事業の外部委託の可否		(100.00)
(説明) ~ 広城連携の活用] ①広城連携の導入の検討 可・で可	(導入方式) 公設民営 ・指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	
[広域連携の海月] ①広域連携の導入の検討 可・で可 (説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・非販当 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() 【特定財源の変動】	②執行事業の外部委託の可否	(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
[広域連携の海月] ①広域連携の導入の検討 可・で可 (説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・非販当 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() 【特定財源の変動】		
①広域連携の導入の検討	実施中・全部可・一部可・不可	
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他(②執行事業の広域連携の状況 該当・非飯当) (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他(【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 無 (説明) ・単純廃止対象・・その他(【事業の内容・手段】 ①事業コストを削減する指置は十分か) a 十分に削減措置所であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を接討している ② これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を接討している ② その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ⑤ 現在の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の体廃止の影響】「事業を体廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、体廃止することができない ④ a には該当せず体廃止することができない ・ 本等の休止を検討することができる	【広域連携の活用】	
- 一部事務組合 ・ 広城連合 ・ その他() (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (認明) ~ 一部事務組合 ・ その他() (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 本 一部事務組合 ・ その他() (説明) 本 一部事務組合 ・ その他() (説明) 本 一部事務組合 ・ を他() (説明) 本 一部事務組合 ・ 世和房政 ・ 一部 ・ 一部 ・ 一部 ・ 一部 ・ 一部 ・ 一部 ・ 一部 ・ 一	①広域連携の導入の検討 可・ 不可	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
- 一部事務組合 ・ 広城連合 ・ その他() (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (認明) ~ 一部事務組合 ・ その他() (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める (説明) 本 一部事務組合 ・ その他() (説明) 本 一部事務組合 ・ その他() (説明) 本 一部事務組合 ・ を他() (説明) 本 一部事務組合 ・ 世和房政 ・ 一部 ・ 一部 ・ 一部 ・ 一部 ・ 一部 ・ 一部 ・ 一部 ・ 一	(道 1 士士) 拉链点 推開の井同設署 車致禾缸	
②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() () () () () () () () () ()		
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・無 (説明) (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・ 世種稲滅変対象 ・ 単純廃止対象・その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している ② これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ② これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ② 表の他(事業の対象・手段に改善余地がある		(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
「特定財源の変動]		(BIS) SIETS CO SINEMI / KOMET (SESSE
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (説明)		
■・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (説明) 北海道地域政策総合補助金に統合されている。 ・ 単純廃止対象 ・ その他(
(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純廃止対象 ・ ・ 単純廃止対象 ・ ・ 単純廃止対象 ・ その他()	【特定財源の変動】	
・単純廃止対象・その他() 「事業の対象・手段] 「事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している ② その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である D 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 「事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない D aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる	国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性有い無	(説明)
・単純廃止対象・その他() 「事業の対象・手段] 「事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している ② その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である D 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 「事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない D aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる	(亦動内突) 超调致罐对象 • 地方財政共憲対象 • 単純統國財象	
 【事業の対象・手段】 ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) 由 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している 事務を執行する上で効率化を検討する予定あり。(申請に対する許可・不許可の通知方法等) ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (説明) 適切である 現在の対象・手段に改善余地がある。別の対象・手段に改善余地がある。別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 他の障害者施策とも関連するが、本事業に代えて町内で通所施設を運営助成する方策の検討 【事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)。法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない。自には該当せず休廃止することができない。などであり、休廃止することができない。自には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある。ま業の休止を検討することができる 他の手段により目的が達成されるまでは、対象者が生じた場合に備えて事業は必要と考える。		北海道地域政策総合補助金に統合されている。
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している ② これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ③ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない ④ aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる 【説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明)		YE tr → ve ±b
a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している ② これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ② その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ③ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない ④ a には該当せず休廃止することができない ① a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる		·-····
B これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している ② これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ② その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である □ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない ② a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる 「事業の休止を検討することができる		\ ከምን /
予定している ② これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している ② その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ③ 現在の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない ③ a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる 本語を執行する上で効率化を検討する予定あり。(申請に対する許可・不許 可の通知方法等) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明) (説明)		
(説明) ② その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ③ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない ③ a には該当せず休廃止することができない ④ a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる	_	
検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ③ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない ③ a には該当せず休廃止することができない ④ a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる (説明) (説明) (説明) (説明) (他の手段により目的が達成されるまでは、対象者が生じた場合に備えて事業することが困難な特別の事情がある は必要と考える。		可の通知方法等)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である	\sim	
□ 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない □ aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる		(説明)
成する方策の検討	a 適切である	
	・ 現在の対象・手段に改善余地がある	
a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない ① a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる は必要と考える。	c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	124 A CAN WAS URIT
などであり、休廃止することができない ① a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる 位の手段により目的が達成されるまでは、対象者が生じた場合に備えて事業 は必要と考える。	[事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	(説明)
a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる	a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	
することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる	などであり、休廃止することができない	
c 事業の休止を検討することができる		他の手段により目的が達成されるまでは、対象者が生じた場合に備えて事業
i i	The state of the s	
d 事業の廃止を検討することができる		は必要と考える。
·	することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる	は必要と考える。

【来年度に向けた事業の方向性】							
〇方向性の区分(選択例)							
A 継 続							
ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増							
カ 加 元 (事業内容、事業単に相当程度の変更があり、予算源 ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算源							
エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)							
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)							
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)							
D 廃止							
〈担当所管評価〉	〈町長評価〉						
方向性 A 一 ウ	方向性 A ウ						
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)							
(説明)	(説明)						
現在の利用状況に合わせて予算額を減少する。							
現在の利用状況に占わせてア昇級で減少する。 身体・知的障害者施策との関連を含め、町内での通所事業所の運営を検討しながら!							
事業は当面継続する。							
(障害者計画内での検討とする)							
i							

<u>平成 18年 6月 1日現在</u>

整理番号 5 - 9

事 業 名	精神障害者通	院交通費助成事業					担当課・係名	保健福祉課		
(計画事業名)	精神障害者地	域自立支援事業					(上段:課名・下段:係名)	保健係		
(細事業名)							調書作成者職氏名	佐々木希美枝		
I 事業の位置づけ	İ							•		
【第4期雄武町総合	·計画】	□ 登載事業	□ 非登載事業		【総合計画	IJ外σ.	計画・指針等】			
まちづくりの基	基本目標の分類	やさしさあふれる例	健康福祉のまち							
		保健・医療の充実			【根拠法令	等】				
É	医要施策の分類	精神保健·感染症	対策の推進		【事務種類	[] 自	治事務(例規)			
Ⅱ事業の説明等										
事業の対象	(Who)	在宅の精神障害者	Š					受益者負担	有	• ∰
事業の意図	(What)	適切な医療の継続	売と家庭生活の安定 かんきん かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんかん かんかん かんかん かんかん かんしょう かんかん かんかん かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゅう しゅう しゅう しゅうしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう し	が図られる						
事業の手段	(How)	交通費の半額助成								
事業の結果	(Outcome)	精神疾患患者の病	対が安定し経済的	この一般である。	「地域生活が	できる				
Ⅲ事業の執行状況		※事業量の推移に	ついて記入					※備考欄は直近年度の	の事業費実	績値を記入
【事業内]容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18₹	序定】	【事業計画】	【計画期間】	【備	考】
通院に要する交通	費を半額助成	延べ122件	延べ96件	延べ80件	延べ80件			H12~H19年	413,170)円
する										
【事業計画の達成物					(説明)~事業	業執行_	とからの課題・町民か	いらの意見等		
-	を定どおりに達成				事業が対象を	当に十名	分認知されていないと	の意見があった	t-&o. ?⁄o	めて事
		找していないが、今行 ・ バキ・・	後、達成できる見込	みである	業の周知を行) maxim Cita Ca Dia C		, , , ,	., .,
	≧成できる見込∂									
【本年度の事業実施	もスケジュール】				【町民への周	知方法]			
					広報、近隣医 内	療機関	への事業案内ちらし	,の設置、福祉・係	健窓口	での案
年1回の広報による	事業の周知				【関係機関・関係部署との役割分担】					
申請による交通費の					【関係機関・関係部者との役割分担】					
					保健福祉課窓口、保健所、医療機関					
Ⅳ事業の立案形成	1									
10 争来00 立来形成	1	i								
【立案形成に至る	書・− _ ブ 】						での発病が多いこと 要だが専門医療機関			
* ・	月泉 一 八1		等のニーズが生じ		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 15/3 20	・女にが、寺门 四派 成に	対の収が可りを返り	3077207	IX MIC
	①他自治体の	(m.+nm. // 57.00m.	77 D.I.M. 17 M. C.M.							
	類似事業	興部町·佐呂間町	·湧別町·旧常呂町	等で事業化され	ている					
【立案形成過程に	@/\ ## ##	<u> </u>								
おける検討課題】	②代替案	<u> </u>								
	③スクラップ(廃止・	<u></u>					,			
	縮小)事業									
	①町民等の意	町家族会・患者会	等関係団体からの	音見を主として	歯取している					
【事業化の過程における検討課題】	②関係部署等	精神保健福祉手帕	長∙通院医療費助成	申請担当係(社	会福祉係)と(の連携				
おける検討課題】	との調整						~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~			
	③国・道・関係団体 等との調整	保健所•精神科医	療機関等との連携							
	1,2,2,2	<u>i</u> !								
【立案形成後また	は事業化後の	平成14年より精神	障害者への一次的	な相談支援・へ	ルプサービス	事業等	のサービス実施主体	が市町村になる	等、精神	障害者
状況変化とその)対応方策】	支援における市町	「村の責務が明確化	されている。						
V事業の評価	1	1							通院?	交通費
【雄武町が実施する									201702	~=,~
1民間との役割分					(行政と民間	のいず	れが行うべきか)			
(1)行政としての					(T) 政 () () () () () () ()					
	はい :財・サービスの:	提供					が行うべきである			
_		たい ための財・サービス	スの提供				べきである			
		サービスの提供			(説明)					
		が大きな財・サービ	ごスの提供		·					
オ 第三者に	:不利益をもたら	す社会活動の規制	等		小の生! 中で!	=/+ <i>-</i>	T+	しょくロゲーナフト	ボジナ	7
カ 市場の独	占による社会的	カ不利益を防ぐ規制	等		他の制度利用	けばかり	可なニーズであり、町	として美麗する必	安かめ	ବ
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務										

	
(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	
効果的・効率的な公共的事業	
②情勢変化 なし	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	
エ 民間・市町村の自主的取組の必要性	
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	
, EN(1)N// E/W// = 1 (2/2// NEO// NO// NO// NO// NO// NO// NO// N	 (説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 · 非該当	(の1917 00 911、区別権制は20区域の1977年間中
(既に10年を越えて継続している事業を含む)	
(以に10年を歴えて権机している事業を占む)	
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
事業の効果が顕著に現れている	
b 事業の効果がある程度現れている	事業を利用している方は病状が安定し、長期入院を防ぐ等の効果が見ら
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	れている。
	(=¥ np.)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
a 大方の町民の理解が得られる事業と考える	精神障害に対する理解が町民に十分得られているとは言い難い状況と思
⑤ 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	われるが、町内外の行事に積極的に参加するなどを通じて徐々に理解を
c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	得ていると考える。
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
	(-5× op.)
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・ 不可	(説明)
(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	
②執行事業の外部委託の可否	(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不(可)	
XXXX TAPPY APPY	
F-Line IK - w m3	<u> </u>
【広域連携の活用】	CVOR. THE STATE OF THE LAND
①広域連携の導入の検討 可・ 不可	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
(導入方式) 協議会 ・機関の共同設置 ・ 事務委託	
一部事務組合 · 広域連合 · その他()	
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 運該当	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
(道 1 十十) 切送人 機関の共同記案 東攻まげ	
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	
一部事務組合 · その他()	
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無	(説明)
The state of the s	
(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象	
単純廃止対象 ・ その他()	
【事業の対象・手段】	通院交通費
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)	(説明)
a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	
b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	
b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している	事務を執行する上で効率化を検討する予定あり。(通院証明の方法、申請
予定している	事務を執行する上で効率化を検討する予定あり。(通院証明の方法、申請に対する許可・不許可の通知方法等)
予定している ○ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	
予定している ② これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	に対する許可・不許可の通知方法等)
予定している	
予定している	に対する許可・不許可の通知方法等)
予定している	に対する許可・不許可の通知方法等)
予定している	に対する許可・不許可の通知方法等)
予定している	に対する許可・不許可の通知方法等) (説明)
予定している	に対する許可・不許可の通知方法等)
予定している	に対する許可・不許可の通知方法等) (説明)
予定している	に対する許可・不許可の通知方法等) (説明)
予定している	(説明)
予定している	に対する許可・不許可の通知方法等) (説明)
予定している ② これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ③ 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない ⑤ aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止	(説明)
予定している	(説明)

, .,	
【来年度に向けた事業の方向性】	
〇方向性の区分(選択例)	
A 継 続	
ア現状維持(事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が	
イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算地 ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算》	
エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止	
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)	
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)	
D 廃 止	
〈担当所管評価〉 ※A選択の場合のみ	(町長評価)
方向性 A ア	方向性 A ・ ウ
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)	
(説明)	(説明)
事務の効率化を図りながら、現在の事業は継続する。	
但し、精神保健福祉手帳により公共交通費の助成対象となる場合や身体障害者手 帳他の助成制度の見直しの際には事業の見直しを行う。	

平成 18年 6月 1	<u>日現在</u>								整理番号	5 — 10	
事業名	予防接種健康	被害補償						切坐師. 仮夕	保健福祉課		
(計画事業名)					••••			担当課·係名 (上段:課名·下段:係名)	保健係		
(細事業名)								調書作成者職氏名			
I 事業の位置づけ	<u> </u> 						ı	明自下次日城以石	E VANDAN		
【第4期雄武町総合	4	□ 登載事業	■非登載事業	1	ī	【総合計画以外	Ф	計画, 世科笙】			
		やさしさあふれる			ŀ	1 1 四次7 1	0)	四四 田町 寸】			
		保健・医療の充実				【根拠法令等】	予	防接種法			
主	要施策の分類	精神保健・感染症	対策の推進			【事務種類】	自	治事務(法令)			
Ⅱ事業の説明等]				•						
事業の対象	(Who)	予防接種による優	建康被害救済対象	者					受益者負担	有・∰	
事業の意図	(What)	予防接種による優	建康被害者を救済す	する							
事業の手段	(How)		・障害年金等の給	i付							
事業の結果	(Outcome)	適切な予防接種語	事業を推進する								
		※事業量の推移に	こついて記入						※備考欄は直近年度の	の事業費実績値を記入	
【事業内	容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】		【H18予定】		【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
医療費・医療手当・	障害年金の給	1,889,000円	5,012,182円	5,703,834円		6,091千円			H13~H19年	5,703,834円	
付等						<u> </u>					
					••••						
								••••••			
【事業計画の達成物	大況 】	1	1	<u> </u>	(=	L 説明)~事業執行	- H	こからの課題・町民/	からの意見等	1	
② 事業計画を予	_	式している		ļ	([[5]]/ 子未 [7]]			3·207恶处 寸		
			後、達成できる見					ながら、給付事務を			
c 事業計画を通	達成できる見込む	みがない			(1	118年5月で20歳	ŧζ	:なり障害基礎年金	文稻甲請中)		
【本年度の事業実施	をスケジュール)				【町民への周知方法】						
					予防接種ガイドの交付による予防接種事業全般の周知の際に、救済制						
					度についても周知している						
申請による医療費	・医療手当の支	給及び年4回の障	害年金の給付		【関係機関・関係部署との役割分担】						
					保健所・医療機関						
	-										
Ⅳ事業の立案形成	1	1									
【立案形成に至る	背景・ニーズ】	<u> </u>									
	①他自治体	_									
	の類似事業										
【立案形成過程に	②代 替 案	_									
おける検討課題】		}									
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	<u> </u> _									
	<u> </u>	! !									
	①町民等の 意見聴取	<u> </u> -									
【事業化の過程における検討課題】	②関係部署 等との調整	-									
	③国•道•関係団体										
	等との調整	<u> </u> -									
【立安形成後まれ	け車業ル後の										
【立案形成後また 状況変化とその		<u> </u>									
	_										
Ⅴ事業の評価]								予防接種健被	書	
【雄武町が実施する		<u> </u>					18.				
①民間との役割分担					「一政と民間のいす ○ 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜 〜						
(1)行政としての役割					 行政が行う 一部は民間		くきである が行うべきである				
					b 一部は氏管 c 民間が行う						
		・サービスの提供	> INC /\	 	(]	説明)		_ (0,0			
		というだい とうしょう とうしょう とうしょう とうしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	ビスの提供	İ	`						
オ 第三者に	不利益をもたら	っす社会活動の規制	制等								
カ 市場の独	占による社会的	内不利益を防ぐ規制	制等	ļ							
七 ト記以外の政策立案 内部管理など田温な行政に必要な事務				1							

(民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	
効果的・効率的な公共的事業	
②情勢変化なし	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	
エ 民間・市町村の自主的取組の必要性	
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性 	
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明) ~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
② 事業の効果が顕著に現れている	
b 事業の効果がある程度現れている	
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
a 大方の町民の理解が得られる事業と考える	
⑤ 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	
c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	
Ⅵ事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・ 全面	(説明)
(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()	
②執行事業の外部委託の可否	(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
公執行事業の外部安託の可省	(武明)~ 个月]以外は具体的な内谷(万法)を記載すること
実施中 ・全部可 ・一部可 ・ 不可	
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 ・ 不可	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
(W 1 + 1)	 実際に健康被害が生じた際には事務量が大きく専門性も高い内容となる
(導入方式) 協議会・機関の共同設置 事務委託	大阪に健康被告が立じた際には事務重が入さく等门にも高い内谷となる ため、広域での運用が望ましいと考える
・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 変数当)	 - (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
② 秋1] 争耒の 仏域建協の 仏流 談目・ 楽蔵事	(説明)~現任生している问題点やっ後の成主寺も3のる
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・ 事務委託	
・ 一部事務組合 ・ その他()	
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無	(説明)
(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象	
・ 単純廃止対象 ・ その他()	<u> </u>
【事業の対象・手段】	予防接種健康被害
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)	(説明)
→ 分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	
b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	
予定している	
c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	
検討している	(SVPD)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	(説明)
(3) 適切である	
b 現在の対象・手段に改善余地がある 。 別の対象・手段に改善余地がある。	
c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	T
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	(説明)
③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などでおり、休廃しすることができない。	
などであり、休廃止することができない	
b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある	
	î e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
I c 事業の体上を検討することかできる	
c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	

【来年度に向けた事業の方向性】				
〇方向性の区分(選択例)				
A 継 続				
ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)				
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)				
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)				
D 廃 止				
〈担当所管評価〉 ※A選択の場合のみ	〈町長評価〉			
方向性 A ア	方向性 ——			
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)				
(説明)	(説明)			
予防接種事業の実施と合せ、広域での事務の実施は可能と考えるが、事業量の減少は困難である。				

<u>平成 18年 6月 1</u>	日現在						整理番号	5 — 11	
事業名	予防接種事業	<u> </u>					保健福祉課		
(計画事業名)	予防接種事業				担当課·係名 (上段:課名·下段:係名)				
(細事業名)	7 例及任于木	`				調書作成者職氏名			
I 事業の位置づけ	<u> </u>					则音呼及省域氏石	在八八切关权		
【第4期雄武町総合	4	□ 登載事業	□非登載事業		【総合計画以外の	九弘而, 北处生】			
		せさしさあふれる			【松白訂画以外	グ引 画・指 軒 寺】			
		保健・医療の充実			【根拠法令等】予	防接種法			
3	E要施策の分類	精神保健・感染症対策の推進 【事務種類】			【事務種類】 自	治事務(法令)			
Ⅱ事業の説明等								一部	
事業の対象	(Who)	定期予防接種対	象者				受益者負担	御・無	
事業の意図	(What)	感染症の蔓延防止と住民の感染症の罹患を予防する			5				
事業の手段	(How)	ワクチンの接種							
事業の結果	(Outcome)	感染症の流行を							
Ⅲ事業の執行状況		※事業量の推移!				T	※備考欄は直近年度	の事業費実績値を記入	
【事業内		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
乳幼児・児童対象		延べ516件	延べ446件	延482件	延395件 530件		H10~H19年		
高齢者対象予防接	「性(1ノノルエノザ)	427件	454件	515件	53014		H14~H19年	914,400円	
							·		
【事業計画の達成物	犬況 】		1	10	(説明)~事業執行	<u>-</u> 上からの課題・町民/	からの意見等		
→ 事業計画を	予定どおりに達成し	成している							
b 事業計画を	予定どおりに達成	成していないが、今	・後、達成できる見	.込みである (固別接種が可能な	種類は国保病院に委	託し、順調に推	移している。	
c 事業計画を追	達成できる見込る	みがない							
【本年度の事業実施	施スケジュール 】]		I	町民への周知方法】				
				,	広報、予防接種ガイド、各種健診時の個別説明				
	#141 7			Ĺ		係機関・関係部署との役割分担】			
年間計画に基づき	美施している。				関係機関・関係部	者との役割分担】			
				1	呆健所•医療機関				
Ⅳ事業の立案形成	1								
	<u> </u>		ス注史事務として	宇施している。注	伊制定当如什社会	防衛の観点から国民	この美容として控	垂を行っていた。	
【立案形成に至る	背景・ニーズ】					の健康を守り、感染			
		る。							
	①他自治体	全国同様に推進	されている						
	の類似事業								
【立案形成過程に おける検討課題】	②代替案	<u> </u>							
0517 6 12 11 11 12 12	0 - 4 / rtr								
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	<u> </u> -							
	①町民等の		+		****	-ı			
	意見聴取		施時寺における恵	見聴取寺により事	業の見直しを行っ	ている。			
【事業化の過程に		国保病院							
おける検討課題】	等との調整								
	③国・道・関係団体 等との調整	医療機関・保健所	听との連絡調整						
	中での阿正	<u> </u>							
【立案形成後また		特になし							
状況変化とその	D対応方策】	1,110,00							
V事業の評価	1	i					予1	防接種	
【雄武町が実施する	ュ ることの妥当性】	1							
①民間との役割会		-		ļ	行政と民間のいず	れが行うべきか)			
(1)行政としての	役割				② 行政が行う	べきである			
	は財・サービスの					が行うべきである			
		りための財・サービ	えの提供	<u></u>	c 民間が行う	べきである			
		・サービスの提供	Line to the th	ļ	(説明)				
		果が大きな財・サー らす社会活動の規							
		o 9 任芸活動の規 的不利益を防ぐ規(į					
			両寺 な行政に必要な事	孫					

(民間補助事業の場合)	
	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	
効果的・効率的な公共的事業	
②情勢変化 なし	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	
エ 民間・市町村の自主的取組の必要性	
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	
7 正式(行政) アニハの大皿百英語の元色の人は朝政のかまし	(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該 当・非該当	Chronia man and a serial management of the control
(既に10年を越えて継続している事業を含む)	法律の規定により実施する必要がある
	I am an
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	
③ 事業の効果が顕著に現れている	乳幼児・児童においては概ね8割程度の接種率を確保し、感染症の大き な流行は見られていない。
b 事業の効果がある程度現れている	な流行は見られていない。 インフルエンザについては全国の接種率と比較するとやや高率であり、
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	大きな流行には至っていないことから概ね効果があると考える。
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
② 大方の町民の理解が得られる事業と考える	
b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	接種率や住民からの問い合わせ状況等から予防接種の重要性は理解を
c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	得ていると考える。
	!
【民間能力の活用】	(EV en)
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・ を可	(説明)
(導入方式) 公設民営 · 指定管理 · PFI · リース · その他()	
②執行事業の外部委託の可否	(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
実施中 ・全部可 ・一部可 ・ 不 可	町内医療機関へ委託している
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
	 近隣市町村と共通した実施要綱作成や医療機関との委託契約の実施な
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	近隣印町州と共通した美地安神下成や医療機関との安託美利の美地な どにおいて連携が可能と考える。
・一部事務組合・広域連合・その他()	
②執行事業の広域連携の状況 該当・ 事該当	(説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
	広域とした場合、現在町内医療機関で事業が完結されているが、町外医
(迫入方式) 協議会・機関の共同設置・ 事務季託	
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事
・ 一部事務組合 ・ その他()	
・ 一部事務組合 ・ その他() 【特定財源の変動】	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。
・ 一部事務組合 ・ その他()	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事
・ 一部事務組合 ・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無)	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。
・ 一部事務組合 ・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 金 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。
・ 一部事務組合 ・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無)	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。
・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ ⊕ (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。
・ 一部事務組合 ・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明)
・ 一部事務組合 ・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() 【事業の対象・手段】	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明) 予防接種
・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コストを削減する措置は十分か)	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明) 予防接種
・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明) - 予防接種 (説明)
・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明) 予防接種
・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明) - 予防接種 (説明)
・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明)
・ 一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明) - 予防接種 (説明)
・一部事務組合 ・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ () (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ③ 適切である	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明) - 予防接種 (説明) - の事が表現である。 - の事が表現である。 - の事が表現である。 (説明)
・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (銀 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ③ 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明)
・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (銀 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ② 適切である	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明) - 予防接種 (説明) - の事が表現である。 - の事が表現である。 - の事が表現である。 (説明)
・一部事務組合 ・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (銀 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ③ 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明) - 予防接種 (説明) - の事が表現である。 - の事が表現である。 - の事が表現である。 (説明)
・一部事務組合 ・ その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ③ 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明) - お防接種 (説明) - お防接種 (説明) - お防接種 (説明) - 会に表する。 (説明) - 会に表する。 (説明) - 会に表する。
・一部事務組合 ・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ③ 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明) - お防接種 (説明) - お防接種 (説明) - お防接種 (説明) - 会に表する。 (説明) - 会に表する。 (説明) - 会に表する。
・一部事務組合 ・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (銀 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象・手段は全般的に適切か) ③ 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ④ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明) - お防接種 (説明) - お防接種 (説明) - お防接種 (説明) - 会に表する。 (説明) - 会に表する。 (説明) - 会に表する。
・一部事務組合 ・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (銀 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ③ 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ④ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明) - お防接種 (説明) - お防接種 (説明) - お防接種 (説明) - 会に表する。 (説明) - 会に表する。 (説明) - 会に表する。
・一部事務組合 ・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ () (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ③ 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明) 一
・一部事務組合 ・その他() [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ () (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他() [事業の対象・手段] ①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) ③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) ③ 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある [事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ④ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある	療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。 (説明) 一

【来年度に向けた事業の方向性】				
〇方向性の区分(選択例)				
A 継 続				
ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)				
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)				
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)				
D 廃 止				
	I			
〈担当所管評価〉 ※A選択の場合のみ	〈町長評価〉			
方向性 A ア	方向性 ——			
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)				
(説明)	(説明)			
現在の実施体制においては適宜見直しを図っている。				
広域連携検討する視点では、改善の余地はあると考えるが具体的には進展してい				
ない。				
	i			

<u>平成 18年 6月 1</u>	日現在						整理番号	5 -	- 12
事 業 名	介護予防生活	5支援事業				担当課·係名	保健福祉課		
(計画事業名)	高齢者食生活改善事業(介護予防事業)		(上段:課名·下段:係	保健係					
	向節有良生活以普争未() 「護ア防争未)			名)					
(細事業名)				調書作成者職氏名	佐々木希美枝				
I事業の位置づけ]								
【第4期雄武町総合	計画】	□ 登載事業	□非登載事業		【総合計画以タ	トの計画・指針等】			
まちづくりの基	本目標の分類	やさしさあふれる	建康福祉のまち		高齢者保健福	祉計画・介護保険事業	計画		
施策	の項目の分類	高齢者対策の充実	美 実		【根拠法令等】	介護予防地域支えあ	い事業実施要綱		
主	要施策の分類	高齢者の健康づく	りの推進		【事務種類】	自治事務(その他・補	助)		
Ⅱ事業の説明等	1	•							
事業の対象	(Who)	概ね65歳以上の高	主給去				受益者負担	(4)	
事業の意図	(What)		事を予防・延伸す	· Z			又無日長店	49	7111
事業の手段	(How)		数室・訪問の実施						
事業の結果	(Outcome)	要介護認定者の割		5					
	1								
Ⅲ事業の執行状況	2	※事業量の推移に					※備考欄は直近年度(:積値を記入
【事業内		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】			【計画期間】	【備	考】
気道感染肺炎予防		13回36人	17回45人	9回11件	* 介護保険法		H10~H19	ļ	
高齢者食生活改善	事業	2回20人	3回41人	3回36件	基 八地域又加		H15~H19		
閉じこもり予防事業		24回302人	6回89人	7回113件	7× 15117		H11~H19		
転倒骨折予防事業				2回50件			H16~H19]	
								計151,0)36円
【事業計画の達成物	犬況】				(説明)~事業執行	行上からの課題・町民	からの意見等		
a 事業計画を予	予定どおりに達	成している							
b 事業計画を予	予定どおりに達	成していないが、今	後、達成できる見			実施に向けて、関係者	と協議の上、効果	長的な事	業展開
	産成できる見込		21277	21, 10, 0	に向けた企画・立	案が必要である。			
c 事業計画を通	主成でる死匹	0771.40.							
【本年度の事業実施	もスケジュール	1			【町民への周知方	法】			
					广起 介譜 促健	サービス利用者等に個	可见() / 一条h 将		
特定高齢者(要介語	#1-+>ス可能歴	の言い言訟者)の	加提 人类文件事		四根(月晚 休姓	プロスやが出事では			
者及び一般高齢者			尼姓、川茂卫闪争 :	未(付化同即	【関係機関・関係	部署との役割分担】			
200 200 200		7170			介護支援センター	··社会福祉係·教育委	물수·	力議会	
					71 限入版 こと	江五田正州 秋月文	RA HARE	WIN A	
Ⅳ事業の立案形成									
	_	高齢社会・要介護	者の増大に伴う介	・護費用の増大を	を抑制し、自立した	:高齢者が尊厳を持つ	て高齢期を過ごす	トニとがつ	できるこ
【立案形成に至る	背景・ニーズ】					行後、介護予防の効			
		り、H18年度から	女正介護保険法に.	より総合的な介	護予防事業(地域	支援事業)の展開が市	5町村の責務とな	っている	٥,
	①他自治体	転倒骨折予防事業	業・食の自立支援	事業を主として実	E施している市町 村	があるが、実施方法	が確立されている	い部分	も多く、
		全体としては進ん							,
【立案形成過程に	@ //: ++ -+							-	-
おける検討課題】	②代 替 案	-							
	③スクラップ(廃								
	止・縮小)事業	_							
	①町民等の	り 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の作成の過程や老人クラブでの相談事業等を通じて聴取							
	意見聴取	介護保険事業計画	■・ 局節者保健偏征	止計画の作成の	過程や老人グラブ	での相談事業寺を通り	して聴取		
【事業化の過程に	②関係部署								
	等との調整	社会福祉係・介護	支援センター・教育	育委員会との連	携				
	③国•道•関係団			* ^					
	体等との調整	網走保健福祉事	务所・社会福祉協調	義会					
		1							
【立案形成後また		介護予防事業の第	実施・効果測定の乳	実施は法律改正	を伴い、更に重要	度が増している。			
状況変化とその)对心力束】								
V事業の評価	1	1							
【雄武町が実施する	ニトクツドギ	1							
①民間との役割分		4			(行政と民間のい	 ずれが行うべきか)			
(1)行政としての									
		\t=/#			_	・ 行政が行うべきである ・ 一知は民間が行うぐきでもる			
	は財・サービスの		スの担供			 一部は民間が行うべきである 民間が行うべきである			
		のための財・サービ	への徒供			ソハさじめる			
		・サービスの提供	ビュの担件		(説明)				
		果が大きな財・サー					L		
		らす社会活動の規制				て実施する必要性は	あるが、民間資源	を活用	しながら
		的不利益を防ぐ規制			の事業展開が可能	拒じめる。			
キ 上記以を	トの政策立案、	内部管理など円滑	な行政に必要な事	務					

(民間補助事業の場合)	
CALLANDER TO ALL MEN	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	b 一部は民間が独自に行うべきである
イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	(100.937
効果的・効率的な公共的事業	
②情勢変化	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	高齢社会の進展に伴い取組みの必要性が増している。
② 民間・市町村の自主的取組の必要性	
オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	
7 住民(行政) グーとへの支重省責任の元旦とスは利政の必要任	 (説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
V A F F - 1 0 F D 4 7 F #D/W/d = # 24 V A F 4 V	(武明)~該ヨりの場合、技規整就が必要な付外事情等
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ <u>乗該当</u> (既に10年を越えて継続している事業を含む)	
(成に10年を越えて軽減している事業を含む)	
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
a 事業の効果が顕著に現れている	 事業量は少ないが一部事業は自主組織への移行を図るなど地域での独
⑤ 事業の効果がある程度現れている	自の取組みを意図して事業を展開している。介護予防の意識が高まる等
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	一ある程度の効果は現れていると考える。
	1
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (説明)
大方の町民の理解が得られる事業と考える	
b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える	高齢者の健康維持・介護予防の重要性は認識されていると考える。
c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	
Ⅵ事業の参考事項	•
【民間能力の活用】	Leven
①民間資金・ノウハウの導入の検討 ・ 不可	(説明)
(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース その他()	事業の民間委託による実施が考えられる。
②執行事業の外部委託の可否	(説明)~「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
実施中・全部可・一部可・ 不 可	適切な事業運営を望める委託先(運動指導者・リハビリ可能施設や歯科
大顺中 (主印列 中间) 1 日	医等)への事業委託が可能と考える。
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討・不可	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
	事業の企画・運営においては新たな知識・技術の獲得を要するため、よ
(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託	り効果的な事業展開を図る上では、広域連合による取組みで対応する
	事が望ましいと考える。
・ 一部事務組合 ・ <u>広</u> 返連合 ・ その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ <u>集該当</u>	事が望ましいと考える。 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
・一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 集該当 ・ (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託	事が望ましいと考える。 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、
・ 一部事務組合 ・ <u>広</u> 返連合 ・ その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ <u>集該当</u>	事が望ましいと考える。 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める
・一部事務組合・ 広域連合・ その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ <u>集該当</u> (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他()	事が望ましいと考える。 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、
・ 一部事務組合 ・ <u>広域連合</u> ・ その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ <u>集該当</u> (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() 【特定財源の変動】	事が望ましいと考える。 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。
・一部事務組合・ 広域連合・ その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ <u>集該当</u> (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他()	事が望ましいと考える。 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、
・ 一部事務組合 ・ <u>広域連合</u> ・ その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ <u>集該当</u> (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() 【特定財源の変動】	事が望ましいと考える。 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。
・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 集該当 ・ 集該当 ・ (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性	事が望ましいと考える。 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。 (説明)
・ 一部事務組合 ・ 広運運会 ・ その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 集該当 ・ 集該当 ・ (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() 【特定財源の変動】 [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性	事が望ましいと考える。 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・
・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 集該当 ・ 集該当 ・ (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性	事が望ましいと考える。 (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・道・市町村の公費負担により実施する
・ 一部事務組合 ・ 広運運会 ・ その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 集該当 ・ 集該当 ・ (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() 【特定財源の変動】 [特定財源の変動] 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性	事が望ましいと考える。 (説明)~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・
・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 集該当 ・ 集該当 ・ (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() 【特定財源の変動】 [特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性	事が望ましいと考える。 (説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・道・市町村の公費負担により実施する
・ 一部事務組合 ・ 広運運会 ・ その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 集該当 ・ 集該当 ・ (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・ 道・市町村の公費負担により実施する
・一部事務組合・ 広運運会・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 集該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 (身・無(変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その地() 【事業の対象・手段】 ①事業コストを削減する措置は十分か) (② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・道・市町村の公費負担により実施する (説明) 新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となる
・一部事務組合・ 広運運会・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 (資・無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その地() 【事業の対象・手段】 ①事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・ 道・市町村の公費負担により実施する
・一部事務組合・ 広運運合・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 (身・無(変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() 【事業の対象・手段】 ①事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・道・市町村の公費負担により実施する (説明) 新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となる
・一部事務組合・ 広運運合・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 建該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 () 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() 【事業の対象・手段】 ①事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・道・市町村の公費負担により実施する (説明) 新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となるが、経費の縮減に努めた中で、効果的な事業展開を図る。
・一部事務組合・ 広運運合・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 建該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 () 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() 【事業の対象・手段】 ①事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・道・市町村の公費負担により実施する (説明) 新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となる
・一部事務組合・ 広運運合・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 建該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 () 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() 【事業の対象・手段】 ①事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・道・市町村の公費負担により実施する (説明) 新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となるが、経費の縮減に努めた中で、効果的な事業展開を図る。
・一部事務組合・ 広運運合・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 建該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 () 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() 【事業の対象・手段】 ①事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・ 道・市町村の公費負担により実施する (説明) 新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となるが、経費の縮減に努めた中で、効果的な事業展開を図る。 (説明)
・一部事務組合・ 広運運合・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 建該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 () 無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() 【事業の対象・手段】 ①事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・ 道・市町村の公費負担により実施する (説明) 新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となるが、経費の縮減に努めた中で、効果的な事業展開を図る。 (説明)
・一部事務組合・ 広運運会・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 (身・無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その地() 【事業の対象・手段】 ①事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ② 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・道・市町村の公費負担により実施する (説明) 新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となるが、経費の縮減に努めた中で、効果的な事業展開を図る。 (説明) 新たに事業全体の企画を必要とし、実施内容等の大幅な見直しを要する
・一部事務組合・ 広運運会・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 (身・無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() 【事業の対象・手段】 ①事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ② 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・ 道・市町村の公費負担により実施する (説明) 新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となるが、経費の縮減に努めた中で、効果的な事業展開を図る。 (説明)
・一部事務組合・ 広運運会・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 (身・無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() 【事業の対象・手段】 ①事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・道・市町村の公費負担により実施する (説明) 新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となるが、経費の縮減に努めた中で、効果的な事業展開を図る。 (説明) 新たに事業全体の企画を必要とし、実施内容等の大幅な見直しを要する
・一部事務組合・ 広運運会・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 (身・無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() 【事業の対象・手段】 ①事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・道・市町村の公費負担により実施する (説明) 新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となるが、経費の縮減に努めた中で、効果的な事業展開を図る。 (説明) 新たに事業全体の企画を必要とし、実施内容等の大幅な見直しを要する
・一部事務組合・ 広運運合・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 (身・無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() 【事業の対象・手段】 ①事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ② 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・道・市町村の公費負担により実施する (説明) 新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となるが、経費の縮減に努めた中で、効果的な事業展開を図る。 (説明) 新たに事業全体の企画を必要とし、実施内容等の大幅な見直しを要する (説明)
・一部事務組合・ 広運運会・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 (身・無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() 【事業の対象・手段】 ①事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含めるいずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・道・市町村の公費負担により実施する (説明) 新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となるが、経費の縮減に努めた中で、効果的な事業展開を図る。 (説明) 新たに事業全体の企画を必要とし、実施内容等の大幅な見直しを要する
・一部事務組合・ 広運運合・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 非該当 (導入方式) 協議会・ 機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・ その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 (身・無 (変動内容) 税源移譲対象・ 地方財政措置対象・ 単純縮減対象・ 単純廃止対象・ その他() 【事業の対象・手段】 ①事業コストを削減する措置は十分か) ② 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している ②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である ② 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある 【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) ③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・道・市町村の公費負担により実施する (説明) 新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となるが、経費の縮減に努めた中で、効果的な事業展開を図る。 (説明) 新たに事業全体の企画を必要とし、実施内容等の大幅な見直しを要する (説明)
・一部事務組合・ 広域連合・その他() ②執行事業の広域連携の状況 該当・ 生該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・ 事務委託 ・一部事務組合・その他() 【特定財源の変動】 国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性	事が望ましいと考える。 (説明) ~現在生じている問題点や今後の展望等も含める いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、 連携には至っていない。 (説明) H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・道・市町村の公費負担により実施する (説明) 新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となるが、経費の縮減に努めた中で、効果的な事業展開を図る。 (説明) 新たに事業全体の企画を必要とし、実施内容等の大幅な見直しを要する (説明)

団事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】				
〇方向性の区分(選択例)				
A 継 続				
ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)				
イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)				
エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃				
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)				
□ 校 」 (単年度争乗、朔间両) による事業の校 」 / C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)				
C 休 正 (胸午及での争未夫他などによる争未の休正) D 廃 止				
〈担当所管評価〉 ※A選択の場合のみ	〈町長評価〉			
方向性 A イ イ	方向性 A 一 イ			
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)				
/54.DL)	/ = X = D / 1			
(説明)	(説明)			
事業の実施においてはコストの削減等効率化に留意して進める。				
事業の実施においてはコストの削減等効率化に由思して進める。 また、H17年度に策定された介護保険事業計画等に基づき、関係部署との協議の				
上、事業を実施する。				
	1			

平成 18年 6月 1日現在
 整理番号
 5
 —
 13
 事 業 名 精神障害者共同作業所助成事業 担当課·係名 保健福祉課 (上段:課名・下段:係 (計画事業名) 精神障害者地域自立支援事業 保健係 名) (細事業名) 調書作成者職氏名 佐々木希美枝 I 事業の位置づけ 【第4期雄武町総合計画】 □ 登載事業 □ 非登載事業 【総合計画以外の計画・指針等】 まちづくりの基本目標の分類 やさしさあふれる健康福祉のまち 【根拠法令等】 施策の項目の分類保健・医療の充実 主要施策の分類 精神保健・感染症対策の推進 【事務種類】 自治事務(その他・補助) Ⅱ事業の説明等 精神障害者 (Who) 受益者負担 有・無 事業の対象 事業の意図 (What) 社会復帰のために必要な訓練を受けることができる 事業の手段 共同作業所運営の補助 (How) 事業の結果 (Outcome) 家庭以外での地域生活において役割を持って生活できる Ⅲ事業の執行状況 ※事業量の推移について記入 ※備者欄は直近年度の事業費率結値を記入 【H15宝結】 【H16宝結】 【事業内容】 【H17宝结】 【H18予定】 【事業計画】 【計画期間】 【借 考】 410千円 西紋地区精神障害者通所訓練施 410千円 410千円 410千円 負担金の支出 410千円 H11~H19年 設への負担金の支出 (実利用者2名) (実利用者2名) (実利用者2名) (実利用予定者2名) 事業体制の見直し (西紋地区全体で の調整) 【事業計画の達成状況】 (説明)~事業執行上からの課題・町民からの意見等 事業計画を予定どおりに達成している 日常生活指導や訓練を通じて社会生活の適応性が高まり、地域生活が 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである 継続されている。 事業計画を達成できる見込みがない 【本年度の事業実施スケジュール】 【町民への周知方法】 個別相談・诵所施設・医療機関を诵じて行う 申請に基づき補助金を交付する 【関係機関・関係部署との役割分担】 保健所·医療機関 Ⅳ事業の立案形成 精神障害者の社会復帰施策は他の障害者施策と比較して少なく、青年層での発病が多いことから、地域生活になじめないまま生活する方が多い。また、病状の変化との関連からも長期入院が多く、地域生活を支援する施策が必要な状況だった。医療 【立案形成に至る背景・ニーズ】 機関・保健所の支援で西紋地区に共同作業所を開設することとなった。 ①他自治体 西紋地区全市町村が補助金を支出している。 の類似事業 【立案形成過程に ②代替案 おける検討課題】 ①町民等の 町家族会・患者会等関係団体からの意見を主として聴取している 意見聴取 ②関係部署 【事業化の過程に おける検討課題】 等との調整 ③国・道・関係団 体等との調整 保健所·共同作業所·医療機関 【立室形成後または事業化後の 専任の所長・指導員を配置し、事業内容が充実している 状況変化とその対応方策】 V事業の評価 作業所 【雄武町が実施することの妥当性】 ①民間との役割分担 (行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである (1)行政としての役割 \bigcirc ア 公共的な財・サービスの提供 一部は民間が行うべきである → 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 民間が行うべきである С ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 (説明) 事業の安定的な運営のため一定期間の助成は必要と考えるが、自主努 カにより補助金を縮減し、自立運営を目指す方向を確認する必要があ エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 加えて、障害者自立支援法の施行により地域活動支援センターへの移行や カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 障害種別なくサービスを利用することとなるため、他の知的・身体障害者 向け事業所との関係の整理等を行い、効率的な運営に向けた調整が必 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

要と考える

 (民間補助事業の場合)	(民間に対する支援の妥当性)
(2)民間に対する支援の役割	a 行政が支援すべきである
ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備	一部は民間が独自に行うべきである
○ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、	c 民間が独自に行うべきである
行政と住民の協働環境の整備	(説明)
ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも	 対象者は限定されているが、障害者の地域生活支援においては必要な
効果的・効率的な公共的事業	事業である。営利性の低い部門のため一部公的な支援は妥当と考える。
②情勢変化	(説明)
ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実	
イ 規制緩和等による民間の役割の拡大	障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターへ移行し、西紋市町村
ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大	が事業を委託するか等協議が必要である。 また、利用者負担も見直しとなるため、制度の周知・負担の見通し等を保
エ 民間・市町村の自主的取組の必要性	健福祉課内でも確認の上、対応が必要である。
⑦ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	
	(説明)~該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	
	(SVDD)
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)	(説明)
事業の効果が顕著に現れている	 通所施設へ通い交流や作業を通じて社会生活に適応し、自立した生活を
b 事業の効果がある程度現れている	送る効果が見られている。
c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)	(説明)
a 大方の町民の理解が得られる事業と考える	
(b) 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える ************************************	である。
c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	<u> </u>
以事業の参考事項	
【民間能力の活用】	/≑HR\
①民間資金・ノウハウの導入の検討	(説明)
(導入方式) 公設民営 · 指定管理 · PFI · リース · (その)他()	事業の採算が取れれば、民間事業所が事業を運営する事で需要を賄う
(特人/)丸/ A成以音・旧に音生・FFI・リーへ・てい他()	事が可能である。
②執行事業の外部委託の可否	!
Court / First / Research / M	The state of the s
実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 🗲 可	
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 ・ 不可	(説明)~広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
(導入方式) 協議会・<−機関の共同設置・ 事務委託	
・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()	西紋5市町村で共同で補助金を支出している
②執行事業の広域連携の状況 「②執行事業の広域連携の状況 「変当・非該当	! - - - - - - - - - - - - - - - - - - -
	7 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20
(導入方式) 協議会 ◆ 機関の共同設置 ・ 事務委託	補助額の適正化、事業の進行状況に合わせて見直しを要する。
・ 一部事務組合 ・ その他()	<u> </u>
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性	(説明)
(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ◆単純縮減対象	北海道補助事業(補助率1/2)であるが、4~9月の半年分のみ補助対象
(変動内谷)	となる。10月以降は市町村実施の地域活動支援センターへの移行を予定しており市町村事業となれば国・道からの負担あり。
【事業の対象・手段】	作業所
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)	【(説明)
a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない	
b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している	 負担額が適正か、事業の進行状況に合わせて見直しを要する。
アたしている これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を	対に取れ・超エル、 宇木の佐川 仏がにログと (尤且して女する)。
検討している	
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)	(説明)
a 適切である	
	他の障害者施策との関連を含め、本事業に代えて町内で通所施設を運営助成する方策を長期的な視点を持って検討する
c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	西明以りの月末で女州町は祝品で持つ(快割りの
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	
a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業	
などであり、休廃止することができない	
することが困難な特別の事情がある	町内に他に代わる施設はなく、現状では休廃止することは困難と考える
c 事業の休止を検討することができる	
d 事業の廃止を検討することができる	

7 7/3-7 73 1 3/22				
【来年度に向けた事業の方向性】				
〇方向性の区分(選択例)				
A 継 続				
ア現状維持(事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)				
イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)				
エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)				
B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)				
C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)				
D 廃 止				
- 50 -				
〈担当所管評価〉 ※A選択の場合のみ	〈町長評価〉			
方向性 A 一 ウ	方向性 A 一 ウ			
(上記A~Dから選択記入) (上記ア~エから選択記入)				
(説明)	(説明)			
	ļ			
今年度10月からは障害者自立支援法に基づく事業運営が求められるため、事業体				
制の整理が必要である。 本年度、当町で策定を予定している、障害者計画内で、身体・知的障害者施策と!				
本年度、ヨ町で東足をア足している、障害有計画内で、身体・和的障害有施束と。 の関連を含め、町内での通所事業所の運営の検討等を踏まえて方向性を定めてい				
きたい。				